

## 第25回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

会社の新株予約権等に関する事項  
業務の適正を確保するための体制  
業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要  
連結持分変動計算書  
株主資本等変動計算書  
連結注記表  
個別注記表

(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

## 楽天グループ株式会社

上記事項は、法令及び定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載することにより株主の皆様提供しています。

(アドレス <https://corp.rakuten.co.jp/investors/stock/meeting.html>)

# 会社の新株予約権等に関する事項

## 1. 当事業年度末日における新株予約権等の状況

### (1) 当社役員の保有にかかる新株予約権等の内容の概要

名称 (付与決議日)	新株予約権等の数	目的となる 株式の種類 及び数	発行 価額	行使価額 (1株当たり)	権利行使期間
第17回新株予約権 (2013年2月20日決議)	1,429個	普通株式 142,900株	無償	0.01円	2016年3月30日 ～2022年3月28日
第22回新株予約権 (2014年2月20日決議)	1,432個	普通株式 143,200株	無償	0.01円	2017年3月29日 ～2023年3月27日
第36回新株予約権 (2015年2月20日決議)	3,580個	普通株式 358,000株	無償	0.01円	2018年3月29日 ～2024年3月27日
第45回新株予約権 (2016年1月23日決議)	9個	普通株式 900株	無償	0.01円	2019年3月28日 ～2025年3月26日
第46回新株予約権 (2016年2月18日決議)	3,750個	普通株式 375,000株	無償	0.01円	2017年3月1日 ～2026年2月27日
第48回新株予約権 (2016年2月18日決議)	15個	普通株式 1,500株	無償	0.01円	2019年3月28日 ～2025年3月26日
第50回新株予約権 (2016年7月22日決議)	14,572個	普通株式 1,457,200株	無償	0.01円	2017年8月1日 ～2026年8月1日
第51回新株予約権 (2016年8月4日決議)	18個	普通株式 1,800株	無償	0.01円	2020年3月31日 ～2026年3月29日
第54回新株予約権 (2017年1月21日決議)	19個	普通株式 1,900株	無償	0.01円	2020年3月31日 ～2026年3月29日
第57回新株予約権 (2017年2月20日決議)	54個	普通株式 5,400株	無償	0.01円	2020年3月31日 ～2026年3月29日
第58回新株予約権 (2017年2月20日決議)	36個	普通株式 3,600株	無償	0.01円	2020年3月31日 ～2026年3月29日
第59回新株予約権 (2017年2月20日決議)	7,325個	普通株式 732,500株	無償	0.01円	2018年3月1日 ～2027年3月1日

名称 (付与決議日)	新株予約権等の数	目的となる 株式の種類 及び数	発行 価額	行使価額 (1株当たり)	権利行使期間
第61回新株予約権 (2017年7月28日決議)	9個	普通株式 900株	無償	0.01円	2021年3月31日 ～2027年3月29日
第66回新株予約権 (2018年1月18日決議)	11個	普通株式 1,100株	無償	0.01円	2021年3月31日 ～2027年3月29日
第69回新株予約権 (2018年2月19日決議)	42個	普通株式 4,200株	無償	0.01円	2021年3月31日 ～2027年3月29日
第70回新株予約権 (2018年2月19日決議)	84個	普通株式 8,400株	無償	0.01円	2021年3月31日 ～2027年3月29日
第71回新株予約権 (2018年2月19日決議)	11,594個	普通株式 1,159,400株	無償	0.01円	2019年3月1日 ～2028年3月1日
第72回新株予約権 (2018年4月27日決議)	21,397個	普通株式 2,139,700株	無償	0.01円	2019年5月1日 ～2028年5月1日
第81回新株予約権 (2019年4月26日決議)	11,572個	普通株式 1,157,200株	無償	0.01円	2019年11月1日 ～2059年5月1日
第87回新株予約権 (2020年2月28日決議)	9,709個	普通株式 970,900株	無償	0.01円	2020年3月1日 ～2060年3月1日
第89回新株予約権 (2020年4月16日決議)	1,731個	普通株式 173,100株	無償	0.01円	2020年5月1日 ～2060年5月1日
第95回新株予約権 (2021年2月12日決議)	8,251個	普通株式 825,100株	無償	0.01円	2021年3月1日 ～2061年3月1日
第97回新株予約権 (2021年4月15日決議)	2,363個	普通株式 236,300株	無償	0.01円	2021年5月1日 ～2061年5月1日

(注) 1. 新株予約権の権利行使期間については、その最終日が当社の休日に当たるときは、その前営業日を最終日とします。

2. 第17回新株予約権及び第22回新株予約権の行使条件は、以下のとおりです。

- イ) 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」)は、権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、執行役員、監査役又は従業員の地位にあることを要する。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。
- ロ) 新株予約権の相続は認められないものとする。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。
- ハ) 新株予約権の質入その他一切の処分は認められないものとする。

3. 第36回新株予約権、第45回新株予約権、第48回新株予約権、第51回新株予約権、第54回新株予約権、第57回新株予約権、第58回新株予約権、第61回新株予約権、第66回新株予約権、第69回新株予約権及び第70回新株予約権の行使条件は、以下のとおりです。

- イ) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、執行役員、監査役又は従業員の地位にあることを要する。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。
- ロ) 新株予約権の相続は認められないものとする。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。
- ハ) 新株予約権の質入その他一切の処分は認められないものとする。
- ニ) 新株予約権者は、新株予約権又は株式に関連する法令で定められる、いかなる税金等（日本国内で定められているか否かを問わず、所得税等の税金、社会保障拠出金、年金、雇用保険料等を含むがこれに限らない。）についてもこれを納める責任を負い、当社、当社子会社又は当社関連会社が税金等の徴収義務を負う場合には、当該徴収義務を負う会社は、次の各号に掲げる方法により、新株予約権者から税金等を徴収することができるものとする。
  - i) 現金による受領
  - ii) 新株予約権者が保有する株式による充当
  - iii) 新株予約権者の給与、賞与等からの控除
  - iv) その他当社が定める方法

4. 第46回新株予約権、第50回新株予約権、第59回新株予約権、第71回新株予約権及び第72回新株予約権の行使条件は、以下のとおりです。

- イ) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、執行役員、監査役又は従業員の地位にあることを要する。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。
- ロ) 新株予約権の相続は認められないものとする。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。
- ハ) 新株予約権の質入その他一切の処分は認められないものとする。
- ニ) 新株予約権者は、以下の区分に従って、新株予約権の全部又は一部を行使することができる。
  - i) 発行日からその1年後の応当日の前日までは、割り当てられた新株予約権の全てについて権利行使することができない。
  - ii) 発行日の1年後の応当日から発行日の2年後の応当日の前日までは、割り当てられた新株予約権の15%について権利行使することができる（権利行使可能となる新株予約権の数に1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする）。
  - iii) 発行日の2年後の応当日から発行日の3年後の応当日の前日までは、割り当てられた新株予約権の35%（ただし、発行日の2年後の応当日までに新株予約権の一部を行使していた場合には、当該行使した新株予約権を合算して、割り当てられた新株予約権の35%までとする。）について権利行使することができる（権利行使可能となる新株予約権の数に1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする）。
  - iv) 発行日の3年後の応当日から発行日の4年後の応当日の前日までは、割り当てられた新株予約権の65%（ただし、発行日の3年後の応当日までに新株予約権の一部を行使していた場合には、当該行使した新株予約権を合算して、割り当てられた新株予約権の65%までとする。）について権利行使することができる（権利行使可能となる新株予約権の数に1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする）。
  - v) 発行日の4年後の応当日から発行日の10年後の応当日までは、割り当てられた新株予約権の全てについて権利行使することができる。
- ホ) 新株予約権者は、新株予約権又は株式に関連する法令で定められる、いかなる税金等（日本国内で定められているか否かを問わず、所得税等の税金、社会保障拠出金、年金、雇用保険料等を含むがこれに限らない。）についてもこれを納める責任を負い、当社、当社子会社又は当社関連会社が税金等の徴収義務を負う場合には、当該徴収義務を負う会社は、次の各号に掲げる方法により、新株予約権者から税金等を徴収することができるものとする。

- i) 現金による受領
  - ii) 新株予約権者が保有する株式による充当
  - iii) 新株予約権者の給与、賞与等からの控除
  - iv) その他当社が定める方法
5. 第81回新株予約権、第87回新株予約権、第89回新株予約権、第95回新株予約権及び第97回新株予約権の行使条件は、以下のとおりです。
- イ) 新株予約権者は、権利行使時において、当社、当社子会社及び当社関連会社の取締役、執行役員、監査役及び従業員の地位のいずれもが終了した日の翌日から、10日以内に限り、新株予約権を行使できるものとする。
  - ロ) 新株予約権の相続は認められないものとする。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。
  - ハ) 新株予約権の質入その他一切の処分は認められないものとする。
  - ニ) 新株予約権者は、新株予約権又は株式に関連する法令で定められる、いかなる税金等（日本国内で定められているか否かを問わず、所得税等の税金、社会保障拠出金、年金、雇用保険料等を含むがこれに限らない。）についてもこれを納める責任を負い、当社、当社子会社又は当社関連会社が税金等の徴収義務を負う場合には、当該徴収義務を負う会社は、次の各号に掲げる方法により、新株予約権者から税金等を徴収することができるものとする。
    - i) 現金による受領
    - ii) 新株予約権者が保有する株式による充当
    - iii) 新株予約権者の給与、賞与等からの控除
    - iv) その他当社が定める方法

## (2) 当社役員の保有する新株予約権等の区分別の状況

区分	名称	新株予約権等の数	保有者数
取締役	第17回新株予約権	60個	1人
	第22回新株予約権	39個	1人
	第36回新株予約権	78個	1人
	第46回新株予約権	199個	2人
	第50回新株予約権	114個	1人
	第59回新株予約権	1,393個	4人
	第71回新株予約権	2,788個	4人
	第72回新株予約権	1,993個	2人
	第81回新株予約権	1,779個	3人
	第87回新株予約権	726個	1人
	第89回新株予約権	1,373個	2人
	第95回新株予約権	604個	1人
	第97回新株予約権	1,332個	3人
社外取締役	第57回新株予約権	36個	2人
	第70回新株予約権	63個	3人

区分	名称	新株予約権等の数	保有者数
監査役	第45回新株予約権	1個	1人
	第48回新株予約権	15個	1人
	第51回新株予約権	7個	1人
	第54回新株予約権	9個	1人
	第58回新株予約権	18個	1人
	第61回新株予約権	7個	1人
	第66回新株予約権	9個	1人
	第69回新株予約権	21個	1人

- (注) 1. 上記新株予約権については、その目的となる株式の数は1個当たり100株となっています。  
2. 表中の「取締役」は社外取締役を含みません。

## 2. 当事業年度中に交付した新株予約権等の状況

### (1) 当社従業員、当社子会社の役員及び従業員に交付した新株予約権等の内容の概要

名称 (付与決議日)	新株予約権等の数	目的となる 株式の種類 及び数	発行 価額	行使価額 (1株当たり)	権利行使期間
第93回新株予約権 (2021年1月14日決議)	39,652個	普通株式 3,965,200株	無償	0.01円	2022年2月1日 ～2031年2月1日
第94回新株予約権 (2021年2月12日決議)	3,850個	普通株式 385,000株	無償	0.01円	2022年3月1日 ～2031年3月1日
第95回新株予約権 (2021年2月12日決議)	7,647個	普通株式 764,700株	無償	0.01円	2021年3月1日 ～2061年3月1日
第96回新株予約権 (2021年4月15日決議)	69,432個	普通株式 6,943,200株	無償	0.01円	2022年5月1日 ～2031年5月1日
第97回新株予約権 (2021年4月15日決議)	1,031個	普通株式 103,100株	無償	0.01円	2021年5月1日 ～2061年5月1日
第98回新株予約権 (2021年7月15日決議)	33,054個	普通株式 3,305,400株	無償	0.01円	2022年8月1日 ～2031年8月1日
第99回新株予約権 (2021年9月29日決議)	18,408個	普通株式 1,840,800株	無償	0.01円	2022年11月1日 ～2031年11月1日
第100回新株予約権 (2021年9月29日決議)	3,480個	普通株式 348,000株	無償	0.01円	2022年11月1日 ～2031年11月1日

(注) 1. 新株予約権の権利行使期間については、その最終日が当社の休日に当たるときは、その前営業日を最終日とします。

2. 第93回新株予約権、第94回新株予約権、第96回新株予約権、第98回新株予約権、第99回新株予約権及び第100回新株予約権の行使条件は、以下のとおりです。

- イ) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役(社外取締役除く)、執行役員、監査役又は従業員の地位にあることを要する。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。
  - ロ) 新株予約権の相続は認められないものとする。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。
  - ハ) 新株予約権の質入その他一切の処分は認められないものとする。
- 二) 新株予約権者は、以下の区分に従って、新株予約権の全部又は一部を行使することができる。
- i) 発行日からその1年後の応当日の前日までは、割り当てられた新株予約権の全てについて権利行使することができない。
  - ii) 発行日の1年後の応当日から発行日の2年後の応当日の前日までは、割り当てられた新株予約権の15%について権利行使することができる(権利行使可能となる新株予約権の数に1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする)。
  - iii) 発行日の2年後の応当日から発行日の3年後の応当日の前日までは、割り当てられた新株予約権の35%(ただし、発行日の2年後の応当日までに新株予約権の一部を行使して



- いた場合には、当該行使した新株予約権を合算して、割り当てられた新株予約権の35%までとする。)について権利行使することができる(権利行使可能となる新株予約権の数に1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする)。
- iv) 発行日の3年後の応当日から発行日の4年後の応当日の前日までは、割り当てられた新株予約権の65%(ただし、発行日の3年後の応当日までに新株予約権の一部を行使していた場合には、当該行使した新株予約権を合算して、割り当てられた新株予約権の65%までとする。)について権利行使することができる(権利行使可能となる新株予約権の数に1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする)。
- v) 発行日の4年後の応当日から発行日の10年後の応当日までは、割り当てられた新株予約権の全てについて権利行使することができる。
- ホ) 新株予約権者は、新株予約権又は株式に関連する法令で定められる、いかなる税金等(日本国内で定められているか否かを問わず、所得税等の税金、社会保障拠出金、年金、雇用保険料等を含むがこれに限らない。)についてもこれを納める責任を負い、当社、当社子会社又は当社関連会社が税金等の徴収義務を負う場合には、当該徴収義務を負う会社は、次の各号に掲げる方法により、新株予約権者から税金等を徴収することができるものとする。
- i) 現金による受領
  - ii) 新株予約権者が保有する株式による充当
  - iii) 新株予約権者の給与、賞与等からの控除
  - iv) その他当社が定める方法
3. 第95回新株予約権及び第97回新株予約権の行使条件は、以下のとおりです。
- イ) 新株予約権者は、権利行使時において、当社、当社子会社及び当社関連会社の取締役、執行役員、監査役及び従業員の地位のいずれもが終了した日の翌日から、10日以内に限り、新株予約権を行使できるものとする。
- ロ) 新株予約権の相続は認められないものとする。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。
- ハ) 新株予約権の質入その他一切の処分は認められないものとする。
- ニ) 新株予約権者は、新株予約権又は株式に関連する法令で定められる、いかなる税金等(日本国内で定められているか否かを問わず、所得税等の税金、社会保障拠出金、年金、雇用保険料等を含むがこれに限らない。)についてもこれを納める責任を負い、当社、当社子会社又は当社関連会社が税金等の徴収義務を負う場合には、当該徴収義務を負う会社は、次の各号に掲げる方法により、新株予約権者から税金等を徴収することができるものとする。
- i) 現金による受領
  - ii) 新株予約権者が保有する株式による充当
  - iii) 新株予約権者の給与、賞与等からの控除
  - iv) その他当社が定める方法

## (2) 当社従業員、当社子会社の役員及び従業員に交付した新株予約権等の区分別の状況

区分	名称	新株予約権等の数	株数	交付者数
当社従業員 (当社役員を除く)	第93回新株予約権	19,960個	1,996,000株	7,410人
	第94回新株予約権	1,198個	119,800株	38人
	第95回新株予約権	7,647個	764,700株	53人
	第96回新株予約権	121個	12,100株	31人
	第97回新株予約権	1,031個	103,100株	46人
	第98回新株予約権	16,756個	1,675,600株	7,673人
	第99回新株予約権	128個	12,800株	128人
当社子会社の役員及び従業員 (当社の役員及び従業員を除く)	第93回新株予約権	19,692個	1,969,200株	5,404人
	第94回新株予約権	2,652個	265,200株	64人
	第96回新株予約権	69,311個	6,931,100株	2,380人
	第98回新株予約権	16,298個	1,629,800株	5,325人
	第99回新株予約権	18,280個	1,828,000株	581人
	第100回新株予約権	3,480個	348,000株	65人

# 会社の体制及び方針

## 1. 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制につき、次のとおり決議しています。

### (1) 取締役及び使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

楽天グループ株式会社は、「楽天グループ企業倫理憲章」を定め、楽天グループ（楽天グループ株式会社及びその子会社をいいます。）全体として、法令を遵守することはもとより、高い倫理観をもって事業活動に取り組みます。

楽天グループの取締役及び使用人の職務執行については、COO(Chief Operating Officer)及びFunction COO(Function Chief Compliance Officer：COOの下でグループ全体のコンプライアンスを統括する責任者)並びに社内カンパニー制に基づくCompany Compliance Officerによりグループ横断的なコンプライアンスに対する取組を進め、グループリスク・コンプライアンス委員会及び取締役会へその取組状況を報告し、適正な職務執行を徹底するとともに、代表取締役社長直轄の独立組織である内部監査部及び子会社の内部監査部門による内部監査を実施します。

また、社外取締役及び社外監査役を含む監査役による取締役の職務執行に対する監督及び監査を徹底し、これらに弁護士も起用することにより、専門的・客観的な観点から法令・定款への適合性の検証を行います。

更に、楽天グループの役員・使用人に対して楽天グループの一員として必要な知識及び倫理観の醸成を図るべく、コンプライアンス教育を実施するとともに、楽天グループの役員、使用人、退職者が法令違反その他のコンプライアンスに関する相談・通報を行うことのできる窓口を設置し、相談者、通報者の不利益な取扱いを禁止する内部通報システムを適切に整備します。また、広く社外からの情報を入手する体制についても整備します。

### (2) 取締役の職務執行に関する情報の保存・管理体制

楽天グループ株式会社における取締役の職務執行に関する文書、電磁的記録等の各種情報は、楽天グループ規程等に則り、適法・適切に保存・管理するものとし、取締役及び監査役は当該情報を常時閲覧することができるものとします。

### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

楽天グループ株式会社では、カンパニープレジデントが社内カンパニー制に基づき、カンパニー個別の業務遂行において発生するリスクについて、楽天グループ規程等に従い適切に判断・対処します。また、CFO、CISO、COO及びFunction COOは各カンパニープレジデントと連携し、各担当領域について対応するとともに、財務、情報セキュリティ、コンプライアンス等グループ横断的な重要リスクについて対応します。

特に、情報セキュリティに関するリスクについては、主要事業における情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の認証取得を含め、CISOを中心に、楽天グループ全体としてリスク管理を徹底します。また、事業投資に伴うリスクについては、案件につき、楽天グループ株式会社投融資委員会の審議、更に一定額以上の案件につき楽天グループ株式会社取締役会の承認決議を要件とすることにより、リスク管理を適切に行います。

更に、内部監査部は、独立した立場で、当社及びグループ会社の法令及び関連規程の遵守状況等の監査を行い、定期的に楽天グループ株式会社取締役会に報告します。

### (4) 取締役の職務執行が効率的に行われるための体制

楽天グループの取締役の職務執行に関しては、楽天グループ規程等に基づき適切かつ効率的な意思決定体制を構築します。また、各種社内手続の電子化を推進することにより、意

思決定の明確化・迅速化を図ります。

意思決定に基づく業務の執行にあたっては、取締役会において選任された執行役員がその管掌業務の執行を行うことにより、機動的な職務執行を促進します。

**(5) 財務報告の適正な実施のための体制**

経営情報、財務情報等の開示事項等に係る財務報告に関しては、業務の適正を確保するための体制の整備を行い、一般に公正妥当と認められた会計処理及び金融商品取引法等に基づいた適時開示並びに有効性評価を実施します。

**(6) 楽天グループ株式会社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

楽天グループ株式会社は、一体的なグループ経営を実現するため、理念、グループガバナンス、会社経営、リスクマネジメント、コンプライアンス等に関する楽天グループ規程等を定め、子会社の重要な業務執行については「楽天グループ職務権限表」及び「楽天グループガイドライン」に基づき、楽天グループ株式会社による決裁及び楽天グループ株式会社への報告制度を構築する等、楽天グループ全体として、子会社の独立性を確保しつつ、必要な体制を構築しこれを遵守します。

また、代表取締役社長直轄の独立組織である内部監査部において、子会社の内部監査部門との連携を強化し、楽天グループ全体で内部監査を実施することにより業務の適正を確保します。

**(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項**

監査役は、監査役会のもとに監査役室を設置し、監査役は、監査役室に所属する使用人に必要な事項を指示することができるものとします。また、当該使用人が監査役を補助業務にあたる際には、取締役の指揮命令を受けないものとするなど指示の実効性を確保し、その人事異動や人事考課等は監査役の同意を得るものとします。

**(8) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、並びにその監査が実効的に行われることを確保するための体制**

楽天グループの取締役及び使用人は、監査役に対して法定の報告を行うとともに、監査役からの要請に応じて必要な報告及び情報提供を行うものとします。楽天グループ株式会社は、監査役に報告をした者に対して当該報告をしたことを理由として不利な取扱いをすることを禁止することにより、監査役の監査が実効的に行われることを確保します。

また、楽天グループ株式会社は、監査役からその職務執行に要する費用の前払い又は償還等の請求を受けた場合、当該請求に係る費用又は債務が監査役の職務執行に必要なでないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理します。

## 2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度におきましては、前記「業務の適正を確保するための体制」に則った運用を実施しており、その主な取組は以下のとおりです。

### (1) コンプライアンス体制について

- ① Function CO( Function Chief Compliance Officer) と社内カンパニー制に基づく Company Compliance Officer の間のレポーティング体制を確立しています。これによりグループ横断でのコンプライアンス体制を維持・強化しています。その体制のもと、Function CO、Company Compliance Officer 等で構成するグループリスク・コンプライアンス委員会を2021年1月～12月までに4回開催し、グループ全体の実効的なコンプライアンスの推進、ベストプラクティスの共有、コンプライアンスマネジメントの戦略提案について報告し、議論がなされました。
- ② 2006年5月に楽天グループ企業倫理憲章を制定し、その精神を周知するために従業員への教育活動を継続的に実施しています。具体的には、コンプライアンス及び企業倫理をテーマとした朝会の開催、新入社員を対象としたコンプライアンス及び企業倫理に関する研修、従業員を対象とした企業倫理及び主要社内ルールの教育、並びに、全グループ会社の従業員を対象としたコンプライアンス及び社内規程等を遵守する旨の宣誓等を実施しました。
- ③ 楽天グループ株式会社は、楽天グループ規程等において、楽天グループにおける内部通報制度を定め、国内・国外のグループ会社で運用しています。当社の内部通報窓口への通報状況は、取締役会及び当社監査役に報告しています。

### (2) リスク管理体制について

- ① 当社グループは、リスク管理に関するグループ規程等を整備し、リスクの適切な把握、対応策の策定と実行、その結果のモニタリングサイクル（いわゆるPDCAサイクル）を確立しリスク管理体制を整備しています。特に重要なリスクについては、その対応状況を取締役会等にて経営陣に報告し、協議しています。また、グループ横断的なリスクについては、その対策状況を年4回開催されるグループリスク・コンプライアンス委員会にて報告し議論しています。更に重要リスクの一つである情報管理については、情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の要求事項に準拠した体制を整えています。今後も、現在の活動を継続しつつ、経営判断や事業運営に貢献するリスク管理体制の高度化を推進していきます。
- ② 楽天グループにおける新規投資案件の審議等のため、社外取締役及び外部有識者を含む委員で構成される楽天グループ株式会社投融資委員会を原則月次で開催するとともに、一定額を超える重要案件については楽天グループ株式会社取締役会での決議を行っています。

### (3) 財務報告の体制について

- ① 楽天グループ株式会社においては、会計監査人が会社法及び金融商品取引法に基づく会計監査を実施し、主要な子会社においても会計監査を行っています。会計監査人とは定期的に意見交換、情報共有を行っているほか、必要に応じて内部監査結果等を共有しています。また、国際会計基準（IFRS）に準拠したグループ会計方針を作成し、それに基づいて適切な会計処理及び連結財務諸表等の作成を行っています。会社情報の適時開示については、株式会社東京証券取引所が定める適時開示規則及び楽天グループ規程等に基づき、迅速かつ適切に行っています。
- ② 財務報告の信頼性を向上させるため、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」（企業会計審議会）に準拠し、年度評価計画、進捗状況、当社及び当社グループにおける財務報告に係る内部統制の有効性の評価結果等を取締役会及び担当役員等に報告しています。

### (4) 監査役の監査の実効性を確保する体制について

楽天グループ株式会社は、監査役の職務を補助する組織として監査役室を設置する等、監査役への報告及び情報提供体制を整備し、監査役の監査が実効的に行われることを確保しています。

連結持分変動計算書（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

（単位：百万円）

	資本金	資本 剰余金	その他の 資本性金 融商品	利益 剰余金	自己株式	その他の資本の構成要素	
						在外営業 活動体の 換算差額	その他の包括 利益を通じて 公正価値で 測定する 金融資産
2021年1月1日残高	205,924	227,844	—	290,449	△84,941	△22,698	△1,230
当期包括利益							
当期損失（△）	—	—	—	△133,828	—	—	—
税引後その他の包括利益	—	—	—	—	—	68,023	△5,651
当期包括利益合計	—	—	—	△133,828	—	68,023	△5,651
所有者との取引額等							
所有者による抛出現及び 所有者への分配							
新株の発行	80,000	79,047	—	—	—	—	—
その他の資本性金融商品 の発行	—	—	317,316	—	—	—	—
剰余金の配当	—	—	—	△6,131	—	—	—
その他の資本性金融商品 の所有者に対する分配	—	—	—	△4,359	—	—	—
その他の資本の 構成要素から利益 剰余金への振替	—	—	—	△2,215	—	—	2,215
自己株式の取得	—	—	—	—	△0	—	—
自己株式の処分	—	△2,412	—	—	84,759	—	—
ストックオプション行使 に伴う新株の発行	3,750	△3,750	—	—	—	—	—
ストックオプション行使 に伴う自己株式の処分	—	△182	—	—	182	—	—
新株予約権の発行	—	10,650	—	—	—	—	—
新株予約権の失効	—	△159	—	159	—	—	—
その他	—	810	—	△1,404	—	—	—
所有者による抛出現及び 所有者への分配合計	83,750	84,004	317,316	△13,950	84,941	—	2,215
子会社に対する 所有持分の変動額							
新株の発行	—	—	—	—	—	—	—
非支配持分の取得及び 処分	—	122	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—	—
子会社に対する所有持分 の変動額合計	—	122	—	—	—	—	—
所有者との取引額等合計	83,750	84,126	317,316	△13,950	84,941	—	2,215
2021年12月31日残高	289,674	311,970	317,316	142,671	△0	45,325	△4,666

(単位：百万円)

	その他の資本の構成要素				親会社の 所有者に 帰属する 持分合計	非支配 持分	資本合計
	キャッシュ・ フロー・ ヘッジ	保険事業の 準備金に係る 期末市場金利 に基づく 再測定額	退職給付 制度の 再測定	その他の 資本の 構成要素 合計			
2021年1月1日残高	939	△5,626	△1,923	△30,538	608,738	20,276	629,014
当期包括利益							
当期損失 (△)	—	—	—	—	△133,828	△1,998	△135,826
税引後その他の包括利益	△1,196	383	△1,148	60,411	60,411	2,374	62,785
当期包括利益合計	△1,196	383	△1,148	60,411	△73,417	376	△73,041
所有者との取引額等							
所有者による拠出及び 所有者への分配							
新株の発行	—	—	—	—	159,047	—	159,047
その他の資本性金融商品 の発行	—	—	—	—	317,316	—	317,316
剰余金の配当	—	—	—	—	△6,131	—	△6,131
その他の資本性金融商品 の所有者に対する分配	—	—	—	—	△4,359	—	△4,359
その他の資本の 構成要素から利益 剰余金への振替	—	—	—	2,215	—	—	—
自己株式の取得	—	—	—	—	△0	—	△0
自己株式の処分	—	—	—	—	82,347	—	82,347
ストックオプション行使 に伴う新株の発行	—	—	—	—	0	—	0
ストックオプション行使 に伴う自己株式の処分	—	—	—	—	—	—	—
新株予約権の発行	—	—	—	—	10,650	—	10,650
新株予約権の失効	—	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	△594	—	△594
所有者による拠出及び 所有者への分配合計	—	—	—	2,215	558,276	—	558,276
子会社に対する 所有持分の変動額							
新株の発行	—	—	—	—	—	3,404	3,404
非支配持分の取得及び 処分	—	—	—	—	122	△293	△171
その他	—	—	—	—	—	△192	△192
子会社に対する所有持分 の変動額合計	—	—	—	—	122	2,919	3,041
所有者との取引額等合計	—	—	—	2,215	558,398	2,919	561,317
2021年12月31日残高	△257	△5,243	△3,071	32,088	1,093,719	23,571	1,117,290

(注) 記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しています。

# 株主資本等変動計算書 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	205,924	173,460	1,623	175,084	242,758	242,758	△84,864	538,901
当期変動額								
新株の発行	83,749	83,749	—	83,749	—	—	—	167,498
剰余金の配当	—	—	—	—	△6,131	△6,131	—	△6,131
当期純利益	—	—	—	—	52,739	52,739	—	52,739
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	△0	△0
自己株式の処分	—	—	△2,339	△2,339	—	—	84,864	82,524
利益剰余金から 資本剰余金への振替	—	—	716	716	△716	△716	—	—
会社分割による増加	—	—	365	365	—	—	—	365
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	—	—	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	83,749	83,749	△1,257	82,491	45,891	45,891	84,864	296,997
当期末残高	289,673	257,210	365	257,575	288,649	288,649	△0	835,899

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	△59,106	△59,106	25,818	505,614
当期変動額				
新株の発行	—	—	—	167,498
剰余金の配当	—	—	—	△6,131
当期純利益	—	—	—	52,739
自己株式の取得	—	—	—	△0
自己株式の処分	—	—	—	82,524
利益剰余金から 資本剰余金への振替	—	—	—	—
会社分割による増加	—	—	—	365
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	△2,234	△2,234	2,815	581
当期変動額合計	△2,234	△2,234	2,815	297,578
当期末残高	△61,340	△61,340	28,634	803,192

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。



# 連 結 注 記 表

2021年12月31日

## 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

### (1) 連結計算書類の作成基準

当社グループの連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際会計基準(以下「IFRS」)に準拠して作成しています。なお、連結計算書類は同項後段の規定により、IFRSで求められる開示科目の一部を省略しています。

### (2) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 191社

主要な連結子会社の名称

楽天カード(株)、楽天モバイル(株)、楽天銀行(株)、Ebates Inc.、楽天証券(株)、  
楽天損害保険(株)、楽天生命保険(株)、楽天ペイメント(株)、楽天エナジー(株)、  
Rakuten Kobo Inc.、Viber Media S.a.r.l.、RAKUTEN MARKETING LLC

### (3) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社の数及び主要な関連会社の名称

持分法適用関連会社の数 58社

主要な関連会社の名称

(株)西友ホールディングス

#### (持分法の適用の範囲の変更)

2021年3月1日に、株式会社S Yホールディングス(2021年12月31日に株式会社西友ホールディングスにより吸収合併)の株式を取得したことにより、同日より同社に対する株式投資について持分法を適用しています。

第3四半期連結会計期間よりJ P楽天ロジスティクス株式会社(J P楽天ロジスティクス合同会社から2021年7月2日に株式会社に組織変更)に対する株式投資について持分法を適用しています。

また、2021年8月4日に、Altiostar Networks, Inc.の株式を追加取得したことにより、同日より同社は持分法適用関連会社から連結子会社となり、連結の範囲に含めています。

### (4) 会計方針に関する事項

#### ① 重要な資産及び負債の評価基準及び評価方法

##### 1) 非デリバティブ金融資産

当社グループは、売上債権を、これらの発生日に当初認識しています。その他の金融資産は全て、当社グループが当該金融商品の契約の当事者になる取引日に当初認識しています。

金融資産の分類及び測定モデルの概要は、以下のとおりです。

#### 償却原価で測定する金融資産

金融資産は、以下の要件を満たす場合に償却原価で事後測定する金融資産に分類しています。

- ・当社グループの事業モデルにおいて、当該金融資産の契約上のキャッシュ・フローを回収することを目的として保有している場合

- ・ 契約条件により、特定の日に元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローを生じさせる場合

償却原価で測定する金融資産は、公正価値に、取得に直接起因する取引費用を加算した金額で当初認識しています。当初認識後、償却原価で測定する金融資産の帳簿価額については、実効金利法に基づき事後測定しています。

#### その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融商品

金融資産は、以下の要件をともに満たす場合にその他の包括利益を通じて公正価値で事後測定する負債性金融商品に分類しています。

- ・ 当社グループの事業モデルにおいて、当該金融資産の契約上のキャッシュ・フローの回収と売却の両方を目的として保有している場合
- ・ 契約条件により、特定の日に元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローを生じさせる場合

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融商品は、公正価値に、取得に直接起因する取引費用を加算した金額で当初認識しています。また、当初認識後は公正価値で測定し、その事後的な変動をその他の包括利益として認識しています。その他の包括利益として認識した金額は、認識を中止した場合、その累計額を損益に振り替えています。

#### 純損益を通じて公正価値で測定する金融商品

資本性金融商品に対する投資を除く金融資産で上記の償却原価で測定する区分及びその他の包括利益を通じて公正価値で測定する区分の要件を満たさないものは、公正価値で測定し、その変動を純損益で認識しています。当該資産には、売買目的で保有する金融資産が含まれています。

資本性金融商品に対する投資は公正価値で測定し、その変動を純損益で認識しています。ただし、当社グループが当初認識時に公正価値の変動をその他の包括利益に計上するという選択（取消不能）を行う場合は、この限りではありません。

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産は、当初認識時に公正価値で認識し、取引費用は発生時に純損益で認識しています。

#### その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融商品

当社グループは当初認識時に、資本性金融商品に対する投資における公正価値の変動をその他の包括利益で認識するという選択（取消不能）を行う場合があります。当該選択は、売買目的以外で保有する資本性金融商品に対する投資に対してのみ認められています。

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融商品は、公正価値に、取得に直接起因する取引費用を加算した金額で当初認識しています。当初認識後は公正価値で測定し、公正価値の変動は「その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融商品の利得及び損失」として、その他の資本の構成要素に含めています。

なお、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融商品からの配当金については、「売上収益」又は「金融収益」として純損益で認識しています。

#### 償却原価で測定する金融資産及びその他の包括利益を通じて測定する負債性金融商品の減損

当社グループは、償却原価で測定する金融資産及びその他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融商品については、期末日時時点で金融商品にかかる信用リスクが当初認識以降に著しく増大していない場合には、期末日後12ヶ月以内の生じうる債務不履行から生じる予想信用損失（12ヶ月の予想信用損失）により貸倒引当金の額を算定しています。この場合、過去の貸倒実績率、公表されているデフォルト率、その他合理的に利用可能な将来予測情報等をもとに将来12ヶ月の予想信用損失を集積的に見積って当該金融商品にかかる貸倒引当金の額を算定しています。一方で、期末日時時点で金融商品にかかる信用リスクが当初認識以降に著しく増大している場合には、当該金融商品の予想存続期間にわたる全ての生じうる債務不履行から生じる予想信用損失（全期間の予想信用損失）により貸倒引当金を算定しています。この場合、過去の貸倒実績率、将来の回収可能価額、公表されているデフォルト率、その他合理的に利用可能な将来予測情報等をもとに当該金融商品の回収にかかる全期間の予想信用損失を個別に見積って当該金融商品にかかる貸倒引当金の額を算定しています。

ただし、重大な金融要素を含んでいない売上債権等の営業債権及び契約資産（以下「営業債権等」）については、上記に関わらず、常に全期間の予想信用損失により貸倒引当金の額を算定しています。原則として、取引先の属性に応じて営業債権等をグルーピングした上で、過去の貸倒実績率、その他合理的に利用可能な将来予測情報等を考慮して集積的に予想信用損失を測定しています。一定の日数が経過した延滞した金融資産のうち債務者の重大な財政的困難等により金融資産の回収可能性が特に懸念されるものであると判断された場合には、信用減損が発生しているものと判定しています。

当社グループは、信用減損した金融資産について、将来の回収が見込めない場合は直接償却を行っています。

直接償却を行った場合でも履行に向けて回収活動を継続し、回収が行われた場合は純損益に回収額を計上します。

#### 金融資産の認識の中止

当社グループは、金融資産から生じるキャッシュ・フローに対する契約上の権利が失効した場合、又は、当該金融資産の所有にかかるリスク及び便益を実質的に全て移転する取引において、金融資産から生じるキャッシュ・フローを受け取る契約上の権利を移転する場合に、当該金融資産の認識を中止しています。移転した金融資産に関して当社グループが創出した、又は当社グループが引き続き保有する権利については、別個の資産・負債として認識しています。

#### 2) 非デリバティブ金融負債

当社グループは、当社グループが発行した負債証券を、その発行日に当初認識しています。その他の金融負債は全て、当社グループが当該金融商品の契約の当事者になる取引日に当初認識しています。

当社グループは、金融負債が消滅した場合、つまり、契約上の義務が免責、取消又は失効となった場合に、金融負債の認識を中止しています。

当社グループは、非デリバティブ金融負債として、仕入債務、銀行事業の預金、証券事業の金融負債、社債及び借入金、並びにその他の金融負債を有しており、公正価値で当初認識し、実効金利法に基づき償却原価で事後測定しています。

なお、一部の銀行事業の預金については、資産若しくは負債の測定又は利得若しくは損失の認識を異なったベースで行うことから生じるであろう測定上又は認識上の不整合を大幅に削減するために、純損益を通じて公正価値で測定する金融負債として指定しています。当該金融負債の公正価値の変動金額のうち、当該負債の信用リスクの変動に起因するものは、その他の資本の構成要素に含まれます。

### 3) デリバティブ

#### ヘッジ会計の要件を満たすデリバティブ

当社グループは、公正価値変動リスク、金利変動リスク及び為替変動リスクをヘッジするため、デリバティブを利用しています。これらに用いられるデリバティブは、主に金利スワップ、先渡、オプション、為替予約及び通貨スワップです。

当初のヘッジ指定時点において、当社グループは、ヘッジ手段とヘッジ対象及びその関係、リスク管理目的、ヘッジ取引を実行する際の戦略、ヘッジされるリスクの性質、ヘッジ関係の有効性の評価方法、並びにヘッジ非有効部分の測定方法を文書化しています。

当社グループは、ヘッジ手段がヘッジ対象期間において関連するヘッジ対象の公正価値又はキャッシュ・フローの変動に対して高度に相殺効果を有すると予想することが可能であるか否かについて、ヘッジ指定時点で評価するとともに、その後も每期継続的に評価しています。

ヘッジ手段であるデリバティブは公正価値で当初認識し、関連する取引費用は発生時に純損益として認識しています。当初認識後は、デリバティブは公正価値で測定し、その変動は以下のように会計処理しています。

#### ・公正価値ヘッジ

ヘッジ手段であるデリバティブを公正価値で事後測定することによる利得又は損失は、純損益で認識しています。ヘッジされたリスクに起因するヘッジ対象に係る利得又は損失は、純損益で認識するとともにヘッジ対象の帳簿価額を修正しています。ただし、ヘッジ対象が、公正価値の変動をその他の包括利益で測定する資本性金融商品である場合は、ヘッジ手段であるデリバティブを公正価値で事後測定することによる利得又は損失は、その他の包括利益で認識しています。公正価値ヘッジがヘッジ会計の要件を満たさない場合、又はヘッジ手段が失効、売却、終了若しくは行使された場合はヘッジ会計の適用を将来に向けて中止しています。

#### ・キャッシュ・フロー・ヘッジ

デリバティブを、認識済み資産・負債に関連する特定のリスクに起因し、かつ、純損益に影響する可能性があるキャッシュ・フローの変動をヘッジするためのヘッジ手段として指定した場合、デリバティブの公正価値の変動のうちヘッジ有効部分は、「キャッシュ・フロー・ヘッジにおいてその他の包括利益に認識された金額」として、その他の資本の構成要素に含めています。キャッシュ・フロー・ヘッジの残高は、ヘッジ対象のキャッシュ・フローが純損益に影響を及ぼす期間と同一期間に、連結包括利益計算書においてその他の包括利益から控除し、ヘッジ対象と同一の項目で純損益に振り替えています。デリバティブの公正価値の変動のうちヘッジ非有効部分は、即時に純損益で認識しています。しかしながら、ヘッジ対象が非金融資産又は非金融負債の認識を生じさせるものである場合には、その他の包括利益として認識されている金額は、非金融資産又は非金融負債の当初の帳簿価額の修正として処理しています。

なお、キャッシュ・フロー・ヘッジがヘッジ会計の要件を満たさない場合、又はヘッジ手段が失効、売却、終了若しくは行使された場合はヘッジ会計の適用を将来に向けて中止し、その他の包括利益として認識した金額をその他の資本の構成要素から純損益に振り替えています。

#### ヘッジ会計の要件を満たさないデリバティブ

当社グループには、ヘッジ目的で保有しているデリバティブのうちヘッジ会計の要件を満たしていないものがあります。また当社グループは、デリバティブをヘッジ目的以外のトレーディング目的でも保有しています。これらのデリバティブの公正価値の変動は全て即時に純損益で認識しています。

### 組込デリバティブ

金融商品及びその他の契約の中に、デリバティブ及び非デリバティブ金融商品の双方が結合されていることがあります。そのような契約に含まれるデリバティブの部分は、組込デリバティブと呼ばれ、非デリバティブの部分が主契約となります。主契約が金融負債である場合、組込デリバティブの経済的特徴とリスクが主契約と密接に関連せず、組込デリバティブと同一条件の独立の金融商品がデリバティブの定義に該当し、複合契約自体が純損益を通じて公正価値で測定する金融負債として分類されない場合には、組込デリバティブは主契約から分離され、デリバティブとして会計処理しています。主契約の金融負債は、非デリバティブ金融負債に適用される会計方針により会計処理しています。

#### 4) 金融資産及び金融負債の表示

金融資産及び金融負債は、当社グループがそれらの残高を相殺する法的権利を有し、純額で決済するか、又は資産の実現と負債の決済を同時に行う意図を有する場合にのみ、連結財政状態計算書上で相殺し、純額で表示しています。

#### 5) 金融保証契約

金融保証契約とは、負債性金融商品の当初又は変更後の条件に従った期日が到来しても、特定の債務者が支払を行わないために保証契約保有者に発生する損失を契約発行者がその保有者に対し補填することを要求する契約です。

これら金融保証契約は当初契約時点において、公正価値により測定しています。当初認識後は、公正価値で測定されるものを除き、貸倒引当金の額と当初認識額から認識した収益の累計額を控除した額のうち、いずれか高い方で測定しています。

#### 6) 販売用不動産

その他の資産に含まれる販売用不動産は、取得原価と正味実現可能価額のいずれか低い価額で測定しています。正味実現可能価額は、通常の事業過程における見積売価から、完成までに要する見積原価及び見積販売費用を控除した額です。取得原価は、購入原価、加工費並びに現在の場所及び状態に至るまでに要した全ての費用を含んでいます。

販売用不動産は、個別法により算定しています。

## ② 重要な有形固定資産及び無形資産の評価基準、評価方法及び減価償却方法

### 1) 有形固定資産

全ての有形固定資産は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で計上しています。

取得原価には資産の取得に直接関連する費用、資産の解体及び除去費用、並びに原状回復費用の当初見積額が含まれています。当初認識後の測定モデルとして原価モデルを採用しています。

減価償却費は、償却可能価額をもとに算定しています。償却可能価額は、資産の取得原価から残存価額を差し引いて算出しています。

減価償却については、有形固定資産の各構成要素の見積耐用年数にわたり、主に定額法に基づいています。使用権資産については、リース契約の終了までに当社グループが所有権を獲得することが合理的に確実な場合を除き、リース期間又は経済的耐用年数のいずれか短い期間で償却しています。なお、土地は償却していません。

主要な有形固定資産の当連結会計年度における見積耐用年数は、以下のとおりです。

- ・建物及び建物附属設備 2-50年
- ・工具、器具及び備品 2-20年
- ・機械設備 4-42年

減価償却方法、耐用年数及び残存価額は、期末日に見直しを行い、必要に応じ改定しています。

## 2) 無形資産

### イ. のれん

#### 当初認識

子会社の取得により生じたのれんは、無形資産に計上しています。移転した対価、被取得企業の非支配持分の金額及び以前に保有していた被取得企業の持分の取得日における公正価値の合計が、取得した識別可能な純資産の公正価値を超過する場合、当該超過額をのれんとして計上しています。

#### 当初認識後の測定

のれんは、取得原価から減損損失累計額を控除して測定しています。

### ロ. ソフトウェアに係る支出の資産化

当社グループは、主として内部利用目的のソフトウェアを購入又は開発するための特定のコストを支出しています。

新しい科学的又は技術的知識の獲得のために行われる研究活動に対する支出は、発生時に費用計上しています。開発活動による支出については、信頼性をもって測定可能であり、技術的に実現可能であり、将来の経済的便益を得られる可能性が高く、当社グループが開発を完成させ、当該資産を使用又は販売する意図及びそのための十分な資源を有している場合のみ、ソフトウェアとして資産計上しています。

資産計上したソフトウェアは、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除して測定しています。

### ハ. 企業結合により取得した無形資産

企業結合により取得し、のれんとは区分して認識した商標権等の無形資産は取得日の公正価値で計上しています。

その後は、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除して測定しています。

### ニ. その他の無形資産

当社グループが取得したその他の無形資産で、耐用年数が確定できる無形資産については、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除して測定しています。

### ホ. 償却

償却費は、資産の取得原価から残存価額を差し引いた額に基づいています。耐用年数が確定できる無形資産のうち、企業結合により取得した保険契約及び保険事業の顧客関連資産については、保険料収入が見込める期間にわたる保険料収入の発生割合に基づく方法により、それ以外の無形資産については、定額法により償却しています。

主要な耐用年数が確定できる無形資産の当連結会計年度における見積耐用年数は、以下のとおりです。

- ・ソフトウェア 主として5年
- ・保険契約及び保険事業の顧客関連資産 30年

償却方法、耐用年数及び残存価額は、期末日に見直しを行い、必要に応じ改定しています。

### ③ リース取引（借手）

リース取引におけるリース負債は、リース開始日におけるリース料総額の未決済分の割引現在価値として測定を行っています。使用権資産については、リース負債の当初測定額に当初直接コスト、前払リース料等を調整し、リース契約に基づき要求される原状回復義務等のコストを加えた額で当初の測定を行っています。

なお、リース料総額の未決済分の割引現在価値を算定する場合に使用すべき割引率は、実務上可能な場合にはリースの計算利率とし、実務上不可能な場合には、借手の追加借入利率を用いています。

リース料は、リース負債残高に対して一定の利率となるように、金利費用とリース負債残高の返済部分とに配分しています。金利費用は、連結損益計算書上、使用権資産に係る減価償却費と区分して、「金融費用」に含めて表示しています。

契約がリースであるか否か、又は契約にリースが含まれているか否かについては、法的にはリースの形態を取らないものであっても、契約の実質に基づき判断しています。

### ④ 非金融資産の減損

棚卸資産及び繰延税金資産を除く当社グループの非金融資産の帳簿価額は、四半期ごとに減損の兆候の有無を判断しています。減損の兆候が存在する場合は、当該資産の回収可能価額を見積っています。のれん及び耐用年数を確定できない、又はまだ使用可能ではない無形資産については、回収可能価額を各連結会計年度における一定時期に見積っています。

資産、資金生成単位又は資金生成単位グループの回収可能価額は、使用価値と処分費用控除後の公正価値のうち、いずれか高い金額としています。使用価値の算定において、見積将来キャッシュ・フローは、貨幣の時間的価値及び当該資産の固有のリスクを反映した税引前の割引率を用いて、現在価値に割り引いています。資金生成単位については、継続的に使用することにより他の資産又は資産グループのキャッシュ・イン・フローから、概ね独立したキャッシュ・イン・フローを生み出す最小単位の資産グループとしています。

資金生成単位については、原則として各社を資金生成単位としています。のれんは、内部報告目的で管理される単位に基づき、資金生成単位又は資金生成単位グループに配分しています。

全社資産は独立したキャッシュ・イン・フローを生み出していないため、全社資産に減損の兆候がある場合、全社資産が帰属する資金生成単位の回収可能価額を算定して判断しています。

減損損失は、資産、資金生成単位又は資金生成単位グループの帳簿価額が回収可能価額を超過する場合に、純損益で認識しています。資金生成単位に関連して認識した減損損失は、まずその単位に配分されたのれんの帳簿価額を減額するように配分し、次に資金生成単位内のその他の資産の帳簿価額を比例的に減額するように配分しています。

のれんに関連する減損損失については、戻し入れていません。過去に認識したその他の資産の減損損失については、四半期ごとに、損失の減少又は消滅を示す兆候の有無を判断しています。減損の戻し入れの兆候があり、回収可能価額の決定に使用した見積りが変化した場合は、減損損失を戻し入れていません。

減損損失については、減損損失を認識しなかった場合の帳簿価額から必要な減価償却費又は償却費を控除した後の帳簿価額を超えない金額を上限として、戻し入れていません。

### ⑤ 引当金の計上基準

当社グループが、過去の事象の結果として現在の法的又は推定的債務を有しており、当該義務を決済するために経済的便益を有する資源の流出が必要となる可能性が高く、当該義務の金額について信頼性のある見積りができる場合に、引当金を認識しています。

引当金は、現時点の貨幣の時間的価値の市場評価と当該義務に特有なリスクを反映した税引前の割引率を用いて、義務の決済に必要とされると見込まれる支出の現在価値として測定しています。



## ⑥ 従業員給付

### 1) 短期従業員給付

短期従業員給付については、割引計算は行わず、関連するサービスが提供された時点で費用として計上しています。賞与については、それらを支払うべき現在の法的又は推定的債務を負っており、かつ、その金額を信頼性をもって見積ることができる場合に、それらの制度に基づいて支払われると見積られる額を負債として認識しています。

### 2) 退職給付

当社グループは、退職給付制度として、主に確定給付制度を採用しています。

#### 確定給付制度

確定給付負債（資産）の純額は、確定給付制度債務の現在価値から、制度資産の公正価値（必要な場合には、確定給付資産の上限、最低積立要件への調整を含む）を控除したものであり、退職給付に係る資産又は負債として連結財政状態計算書で認識しています。確定給付制度債務は、予測単位積増方式に基づいて算定され、その現在価値は、将来の予想支払額に割引率を適用して算定しています。割引率は、給付が見込まれる期間に近似した満期を有する優良社債の利回りを参照して決定しています。

勤務費用及び確定給付負債（資産）の純額に係る利息純額は純損益として認識しています。数理計算上の差異、純利息費用に含まれる部分を除く制度資産に係る収益の変動については、それらが生じた期間において確定給付制度に係る再測定としてその他の包括利益に認識しています。また、過去勤務費用は、制度改定又は縮小が発生した時、あるいは関連するリスクチャリング費用又は解雇給付を認識した時の、いずれか早い方の期において純損益として認識しています。

## ⑦ 重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

### 1) 外貨建取引

外貨建取引は、取引日における直物為替レートを適用することにより、機能通貨に換算しています。期末日における外貨建貨幣性資産及び負債は、期末日の為替レートで機能通貨に再換算しています。公正価値で測定される外貨建非貨幣性資産及び負債は、当該公正価値の算定日における為替レートで機能通貨に再換算しています。

これら取引の決済から生じる外国為替差額並びに外貨建貨幣性資産及び負債を期末日の為替レートで換算することによって生じる為替差額は、純損益で認識しています。ただし、非貨幣性項目に係る利益又は損失がその他の包括利益に計上される場合は、為替差額もその他の包括利益に計上しています。

### 2) 在外営業活動体

在外営業活動体の資産及び負債（取得により発生したのれん及び公正価値の調整を含む）については期末日の為替レート、収益及び費用については期中の平均為替レートをを用いて日本円に換算しています。

在外営業活動体の換算から生じる為替換算差額は、その他の包括利益で認識しています。

当該差額は「在外営業活動体の換算差額」として、その他の資本の構成要素に含めています。なお、在外営業活動体の持分全体の処分及び支配、重要な影響力又は共同支配の喪失を伴う持分の一部処分といった事実が発生した場合、当該換算差額を、処分損益の一部として純損益に振り替えています。



#### ⑧ 政府補助金

政府補助金は、補助交付のための付帯条件を満たし、補助金が受領されることについて合理的な保証が得られた時に認識しています。収益に関する政府補助金は、補助金により補償される費用が認識される期間にわたって、純損益として認識しています。資産に関する政府補助金は、繰延収益として認識し、関連する資産の耐用年数にわたって定期的に純損益に認識しています。純損益として認識された補助金については、関連する費用から控除する方法を採用しています。

#### ⑨ 収益の認識

当社グループでは、IFRS第9号に基づく利息や配当収益等、IFRS第4号に基づく保険料収入及びIFRS第16号に基づくリース収益を除き、以下の5ステップアプローチに基づき、顧客への財やサービスの移転との交換により、その権利を得ると見込む対価を反映した金額で収益を認識しています。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における別個の履行義務へ配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時点で（又は充足するにつれて）収益を認識する。

また、顧客との契約獲得のための増分コスト及び契約に直接関連する履行コストの内、回収可能であると見込まれる部分について資産（以下「契約コストから認識した資産」として認識しています。契約獲得のための増分コストとは、顧客との契約を獲得するために発生したコストで、当該契約を獲得しなければ発生しなかったであろうものです。契約コストから認識した資産については、顧客の見積契約期間に応じて2年間から11年間の均等償却を行っています。

当社グループは、インターネットサービス、フィンテックサービス及びモバイルサービスを有するグローバル イノベーション カンパニーであり、EC（電子商取引）事業を中心に複数のビジネスを行っています。これらのビジネスから生じる収益は顧客との契約に従い計上しており、変動対価等を含む売上収益の額に重要性はありません。また、約束した対価の金額に重要な金融要素は含まれていません。

#### インターネットサービス

インターネットサービスセグメントにおいては、『楽天市場』、『楽天トラベル』、『Rakuten 24』、『Rakuten Rewards』、『楽天ブックス』等のサービスを提供し、主な収益を下記のとおり認識しています。

#### 楽天市場及び楽天トラベル

マーケットプレイス型ECサービスである『楽天市場』や、旅行予約サービスである『楽天トラベル』等においては、取引の場を顧客に提供することをその基本的な性格としています。当社グループは、これらのサービスの運営にあたり、出店者・旅行関連事業者への出店サービス及びシステム利用に関するサービス、当社グループを通じた販売拡大のための広告関連サービス、出店者・旅行関連事業者と消費者の決済に関する決済代行サービス等を提供しています。また、これらのサービスは諸規約に基づき、サービス内容や当事者間の権利と義務が定められており、サービスの内容の区分可能性や顧客への移転パターンに基づき、主な履行義務を下記のとおりに識別して、収益を認識しています。

『楽天市場』への出店サービスについて、当社グループは規約に基づき出店者に対し契約期間に渡り、当社グループのマーケットプレイス型ECウェブサイトへの出店サービス及び出店コンサルティングサービス等を提供する義務を負っています。当該履行義務は、契約期間に渡り時の経過につれて充足されるものであり、収益は当該履行義務が充足される契約期間において、出店形態別に定められた金額に基づき、各月の収益として計上しています。なお、取引の対価は3ヶ月、半年又は1年分を履行義務の充足前である契約時に前受けする形で受領しています。

システム利用に関するサービスについて、当社グループは規約に基づき、出店者・旅行関連事業者に対して出店者・旅行関連事業者と主として楽天会員との間での個々の取引の成立に関するサービスの提供を行う義務を負っています。当該履行義務は、出店者・旅行関連事業者と主として楽天会員との個々の取引の成立時点で充足されるものであり、当該履行義務の充足時点で、流通総額（出店者・旅行関連事業者の月間売上高）にサービス別・ブランド別・流通総額の規模別に定められている料率を乗じた金額にて収益を計上しています。当該金額は、履行義務の充足時点である取引成立時点から概ね3ヶ月以内に支払を受けています。

広告関連サービスについて、当社グループは広告規約に基づき、出店者・旅行関連事業者に対し期間保証型等の広告関連サービスを提供しており、契約で定められた期間に渡り、広告を掲示する義務を負っています。当該履行義務は時の経過につれて充足されるため、当該契約期間に応じた期間均等額で収益を計上しています。広告料金の支払は、原則として広告掲載開始日が属する月の翌々月末までに行われます。

決済代行サービスについて、当社グループは、カード決済規約に基づき、楽天グループのサービスを利用する消費者と出店者・旅行関連事業者との間での決済代行サービスを提供しています。当該サービスにおいては、クレジットカードによる取引代金決済のための取引承認、代金決済情報やキャンセル等のデータを送受信・処理する義務を負っています。当該サービスについては、主に消費者のカード利用取引が生じた時点が履行義務の充足時点となると判断しており、同時点で手数料収益を計上しています。当該手数料の支払は、履行義務の充足後、支払区分に基づいた請求締切日から1ヶ月半以内に受領しています。

#### Rakuten 24、楽天ブックス

インターネットサービスのうち、当社グループが主に楽天会員に対して商品を提供するインターネット通販サイト『Rakuten 24』、『楽天ブックス』等のサービスにおいては、当社グループが売買契約の当事者となります。これらの直販型の取引においては顧客に商品が到着した時点で収益を計上しています。また、履行義務の充足時期である商品到着後、概ね2ヶ月以内に支払を受けています。なお、楽天ブックスのうち、国内における書籍（和書）販売については、再販売価格維持制度を考慮すると代理人取引としての性質が強いと判断されるため、収益を関連する原価と相殺の上、純額にて計上しています。

## Rakuten Rewards

『Rakuten Rewards』においては、Rakuten Rewards会員に対するキャッシュバックを通じ、Rakuten Rewards会員による小売業者（顧客）のウェブサイトでの購入を促進するサービス（以下「キャッシュバック・サービス」）、ウェブサイトにおける広告掲示、個人向けターゲティングメールサービス等を提供しています。主なサービスであるキャッシュバック・サービスに関しては、契約に基づきRakuten Rewards会員による小売業者のウェブサイトでの購入を促進する義務を負っており、当該履行義務はRakuten Rewards会員による購入時点が履行義務の充足時点となると判断しています。Rakuten Rewards会員の購入を確認した時点で購入金額に一定の料率を乗じた金額を手数料として収益計上しており、同時にRakuten Rewards会員に対するキャッシュバック費用を計上しています。当該サービスの提供により生じる収益及び費用は、『Rakuten Rewards』が顧客及びRakuten Rewards会員とのそれぞれに対して価格設定を含む取引の裁量権を有していることから総額にて計上しており、手数料は履行義務の充足時点である注文確定月の月末から概ね3ヶ月以内に支払を受けています。

## フィンテック

フィンテックセグメントにおいては、『楽天カード』、『楽天証券』、『楽天銀行』、『楽天損保』、『楽天生命』等の金融サービスを提供し、主な収益を下記のとおり認識しています。

### 楽天カード

『楽天カード』においては、主としてクレジットカード関連サービスを提供しています。主にクレジットカード利用者と加盟店間の資金決済を通じて得られる加盟店手数料、クレジットカード利用者から得られるリボルビング払い手数料、分割払い手数料及びキャッシング手数料を得ています。加盟店手数料に関しては、カード会員のショッピング取引後、加盟店から楽天カード株式会社へ売上データが送信されたタイミングにおいて、決済サービスの提供という履行義務が充足されるため、同時点でクレジットカードの決済金額に一定の料率を乗じた手数料収益を計上しています。また、カード決済金額の1%分の通常ポイントをカード会員に付与しており、これらのポイント費用は加盟店手数料から控除しています。楽天カード株式会社はカード会員から基本的に1ヶ月に1回所定の日にカード利用代金の回収を行うため、履行義務充足後、概ね2ヶ月以内に実質的に支払を受けることとなります。リボルビング払い手数料及び分割払い手数料と融資収益に含まれるキャッシング手数料に関しては、リボルビング残高、分割支払回数及びキャッシング残高に対してそれぞれ一定の料率を乗じた利息収益を、IFRS第9号に従いその利息の属する期間に認識しています。

### 楽天証券

『楽天証券』においては、金融商品取引業務とその他の付随業務を提供し、これら取引に付随して発生する手数料やトレーディング損益、利息等を収益の源泉としています。金融商品取引業務には、国内株式取引に加え、外国株式取引、投資信託の販売等、様々な取引が存在し、それぞれの手数料体系は異なっています。現物株式に関する委託取引、信用取引及び投資信託の販売取引等に関連して発生する手数料に関しては、約定日等の取引成立時において履行義務が充足されるため、同時点において手数料収益を計上しています。現物株式取引から生じる手数料については、原則として履行義務の充足後2営業日以内に、信用取引及び先物取引から生じる手数料は建玉の決済が行われる半年から概ね1年以内に受領しています。また、IFRS第9号に従い、外国為替証拠金取引については、公正価値で測定された利得及び損失が純額で売上収益に計上され、国内株式信用取引の建玉に対する金利収益については、その利息の属する期間に収益を認識しています。

## 楽天銀行

『楽天銀行』においては、インターネットを通じた銀行業務（預金、貸出、為替）及びその他様々なサービスを提供しています。貸出については、個人向けローンである「楽天スーパーローン」及び住宅ローンである「楽天銀行住宅ローン（金利選択型）」等を取り扱っており、貸出金利収入を得ています。また、資金運用から生じる有価証券利息等の利息収入も得ています。貸出金利や有価証券利息等の資金運用収益は、IFRS第9号に従い、その利息の属する期間に収益を認識しています。為替手数料等については、取引が行われた時点で履行義務が充足されるため、同時点において手数料収益を認識しています。

## 楽天損保

『楽天損保』においては、損害保険業務を行っており、主たる商品である火災保険契約や自動車保険契約からの保険料等収入及び有価証券利息を中心とした資金運用収益を計上しています。保険料等収入を構成する保険料は、IFRS第4号に従い、個別契約ごとに予め定められた保険料率により算定された金額を収益として計上しています。また、資金運用収益については、IFRS第9号に従い、その発生期間に収益を認識しています。

## 楽天生命

『楽天生命』においては、生命保険業務を行っており、主たる商品である個人向け保障性生活保険契約からの保険料等収入及び有価証券利息を中心とした資金運用収益を計上しています。保険料等収入を構成する保険料は、IFRS第4号に従い、個別契約ごとに予め定められた保険料率により算定された金額を収益として計上しています。また、資金運用収益については、IFRS第9号に従い、その発生期間に収益を認識しています。

## モバイル

モバイルセグメントにおいては、『楽天モバイル』等のサービスを提供し、主な収益を下記のとおり認識しています。

### 楽天モバイル

『楽天モバイル』は、MNO（移動体通信事業者）の回線網を利用するMVNO（仮想移動体通信事業者）として、また、2020年4月8日に本格的にサービスを開始したMNOとして、主に音声通話・データ通信サービス（以下「通話・通信サービス」）の提供と、携帯端末の販売を行っています。通話・通信サービスについては、契約に基づき、契約者に常時利用可能な通話・通信サービス回線を提供し、当該回線を利用した通話・通信サービスを提供することを履行義務として識別しています。また、携帯端末の販売については、携帯端末を引き渡すことを履行義務として識別しています。なお、複数のサービスをセットで提供する場合には、契約者から受領する対価をそれぞれの履行義務に対して独立販売価格で案分しています。常時利用可能な回線を維持する履行義務については時の経過に基づき、通話・通信サービスの提供の履行義務については回線の利用に応じて充足されると判断しており、したがって、回線の提供については契約期間に渡って収益を計上し、通話・通信サービスの提供については回線の利用状況に応じた回線使用料を各月の収益として計上しています。携帯端末の販売については契約者に端末を引き渡し、回線が開通した時点で履行義務が充足されると判断しており、当該時点にて関連する収益を計上しています。いずれの履行義務に対する支払も、請求日から概ね2ヶ月以内に受領しています。

⑩ 保険会計

保険者が自ら発行した保険契約及び保険者が保有する再保険契約に関しては、IFRS第4号「保険契約」に準拠し、従来から日本において適用されている保険業法及び保険業法施行規則に基づいた会計処理を適用しています。

当社グループは、市場金利に基づいた割引率により保険負債を測定し、貨幣の時間価値を反映するために、当報告期間中に保険負債の帳簿価額に対して発生した利息を純損益に、それ以外の割引率の変動に伴う保険負債の変動額をその他の包括利益に認識しています。

負債の十分性テストに関しては、関連する保険料、資産運用収益等のキャッシュ・イン・フロー及び保険給付、事業費等のキャッシュ・アウト・フローの見積現在価値を考慮し実施しています。負債が十分でないことが判明した場合には、不足額の全額を費用として認識しています。

⑪ 会計方針の変更

該当事項はありません。

⑫ 未適用の公表済み基準書及び解釈指針

連結計算書類の承認日までに公表されている主な基準書及び解釈指針の新設又は改訂は次のとおりであり、2021年12月31日現在において当社グループはこれらを適用していません。

IFRS		強制適用時期 (～以降開始 年度)	当社グループ 適用時期	新設・改訂内容
IFRS第17号	保険契約	2023年1月1日	2023年1月1日	保険契約に関する改訂

IFRS第17号「保険契約」の適用による当社グループの連結計算書類に与える影響は検討中であり、現時点で見積することはできません。

⑬ 消費税等の処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっています。

(表示方法の変更)

(会計上の見積りに関する注記)

「会社計算規則の一部を改正する省令」(2020年法務省令第45号)の公布に伴い改正された、会社計算規則第98条第1項第4号の2及び第102条の3の2に基づき、当連結会計年度から連結注記表に「会計上の見積りに関する注記」を記載しています。

## 2. 会計上の見積りに関する注記

### (1) 会計上の見積り及び仮定

IFRSに準拠した連結計算書類の作成に当たって、当社グループは、将来に関する見積り及び仮定の設定を行っています。会計上の見積りの結果は、その性質上、関連する実際の結果と異なる場合があります。翌連結会計年度における資産や負債の帳簿価額に重要な影響を生じさせるようなリスクを伴う見積り及び仮定は、次のとおりです。

#### ① 非金融資産の減損

##### 1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

有形固定資産 975,362百万円

無形資産 858,997百万円

##### 2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

###### a) 見積りの算出方法

注記1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項 (4) 会計方針に関する事項

###### ④ 非金融資産の減損をご参照ください。

###### b) 金額の算出に用いた主要な仮定

使用価値の算定に当たっては、各資金生成単位あるいは資金生成単位グループにおいて経営者によって承認された事業計画に基づき、主に3～5年間の税引前キャッシュ・フロー予測等を使用しています。この事業計画は、インターネットサービスでは主に流通総額等、フィンテックでは、口座数・会員数等、モバイルでは、ARPU・新規契約者数・解約率等を用いて策定しています。事業計画が対象としている期間を超える期間については、継続価値を算定しています。

継続価値の算定には、各資金生成単位あるいは資金生成単位グループの予測成長率を使用しています。また、使用価値の算出に用いた税引前の割引率は、資金生成単位ごとあるいは資金生成単位グループとして算定しています。

各資金生成単位における事業計画が対象としている期間を超える期間のキャッシュ・フローを予測するために用いられた成長率は、資金生成単位の属する国、産業の状況を勘案して決定した成長率を用いており、資金生成単位が活動する産業の長期平均成長率を超えていません。継続価値の算定に使用した割引率は税引前の数値であり、関連する各資金生成単位事業あるいは資金生成単位グループ特有のリスクを反映しています。割引率は各資金生成単位あるいは資金生成単位グループの類似企業を基に、市場利子率、資金生成単位となる子会社の規模等を勘案して決定しています。

また、当社グループは、のれん及び耐用年数を確定できない無形資産の減損テストにおける、回収可能価額の測定の基礎となる事業計画について、各資金生成単位において過去の実績と比較し、当該事業計画が将来のキャッシュ・フロー予測の基礎的な仮定として合理的かどうかを検討しています。

###### c) 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

当該判断及び仮定の前提とした状況が変化すれば、回収可能価額の算定結果が著しく異なる結果となる可能性があります。

## ② 繰延税金資産の回収可能性

- 1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額  
繰延税金資産 225,100百万円

### 2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

#### a) 見積りの算出方法

当社グループは、ある資産及び負債の連結財政状態計算書上の帳簿価額と税務上の基準額との間に生じる一時差異、将来の課税所得と相殺可能な繰越欠損金及び将来の税額から控除可能な税額控除に対して、繰延税金資産及び繰延税金負債を計上しています。当該繰延税金資産及び繰延税金負債の算定には、期末日において施行され、又は実質的に施行されている法令に基づき、関連する繰延税金資産が実現する時、又は繰延税金負債が決済される時において適用されると予想される税率を使用しています。繰延税金資産は、将来の課税所得を稼得する可能性が高い範囲内で、全ての将来減算一時差異及び全ての未使用の繰越欠損金及び税額控除について認識しています。

子会社、関連会社及び共同支配企業に対する投資に係る一時差異について、繰延税金資産又は繰延税金負債を認識しています。ただし、繰延税金負債については、一時差異の解消時期をコントロールでき、かつ、予測可能な期間内での一時差異の解消が期待できない可能性が高い場合には認識していません。また、繰延税金資産については、一時差異からの便益を利用するのに十分な課税所得があり、予測可能な期間内で一時差異の解消される可能性が高いと認められる範囲内で認識しています。

繰延税金資産及び繰延税金負債の相殺が行われるのは、当期税金資産と当期税金負債を相殺する法的に強制力のある権利を有しており、かつ、繰延税金資産及び繰延税金負債が単一の納税事業体又は純額ベースでの決済を行うことを意図している異なる納税事業体に対して、同一の税務当局によって課されている法人所得税に関連するものに対してです。

当社及び一部の子会社は、連結納税制度を適用しています。

#### b) 金額の算出に用いた主要な仮定

当連結会計年度における繰越欠損金に係る繰延税金資産は、主として当社の子会社である楽天モバイル株式会社により認識されたものです。楽天モバイル株式会社は2020年4月8日にMNO（移動体通信事業者）として音声通話・データ通信サービス（以下「通話・通信サービス」）を本格的に開始したものの、自社ネットワークの拡大を前倒しで行っていることから、減価償却費等の営業費用の増加により繰越欠損金が生じています。

当社グループは日本国内で連結納税制度を採用しているため連結納税グループ内の各法人の所得が当該繰越欠損金の一部の回収に使用可能であるほか、楽天モバイル株式会社の通話・通信サービスから生じる将来における課税所得の獲得が見込まれます。このような前提のもとで、経営者によって承認された事業計画に基づき、将来の課税所得の範囲内で繰延税金資産を計上しています。なお、楽天モバイル株式会社における事業計画の主要な仮定は、ARPU・新規契約者数・解約率等です。

連結納税グループ外の会社における繰越欠損金にかかる繰延税金資産についても、経営者によって承認された事業計画に基づき、将来の課税所得の範囲内で繰延税金資産を計上しています。

#### c) 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

当該判断及び仮定の前提とした状況の変化や将来の税法の改正等により、繰延税金資産や繰延税金負債の金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。



③ デリバティブを含む公正価値で測定する金融商品の公正価値の決定方法

1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

注記 8. 金融商品に関する注記 (2) 金融商品の公正価値に関する事項をご参照ください。

2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

a) 見積りの算出方法

当社グループが保有するデリバティブを含む公正価値で測定する金融資産及び金融負債は、同一の資産又は負債について、活発な市場における公表価格、当該資産又は負債について直接に又は間接に観察可能な前述の公表価格以外のインプットを使用して算定された公正価値、もしくは観察不能なインプットを含む評価技法によって算定された公正価値を用いて評価しています。

b) 金額の算出に用いた主要な仮定

観察不能なインプットを含む評価技法によって算定される公正価値は、適切な基礎率、仮定及び採用する計算モデルの選択等、当社グループの経営者による判断及び仮定を前提としています。

c) 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

当該判断及び仮定の前提とした状況の変化等により、金融商品の公正価値の算定に重要な影響を及ぼす可能性があります。

④ 償却原価で測定する金融資産及びその他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融商品の減損

1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

注記 4. 連結財政状態計算書に関する注記 (2) 営業債権及びその他債権から直接控除された貸倒引当金の金額をご参照ください。

2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

a) 見積りの算出方法

当社グループは、償却原価で測定する金融資産及びその他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融商品にかかる予想信用損失は、契約に従って受け取る契約上の将来キャッシュ・フローと、受け取ると見込んでいる将来キャッシュ・フローとの差額の現在価値について認識しています。

b) 金額の算出に用いた主要な仮定

将来キャッシュ・フローの見積りに際しては、債務不履行の可能性、発生損失額に関する過去の傾向、合理的に予想される将来の事象等を考慮しています。

c) 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

当該判断及び仮定の前提とした状況が変化すれば、償却原価及びその他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融商品の減損損失の金額が著しく異なる可能性があります。



## (2) 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う会計上の見積り

新型コロナウイルス感染症の拡大を原因とする個人消費の低迷、失業率の増加、企業の倒産等経済状況の悪化等の不確実性があるものの、新型コロナウイルス感染症が拡大し経済状況の悪化がみられ始めた前第1四半期連結会計期間以降の実績においても、当社グループは多岐にわたる分野で70を超えるサービスを提供していることから当社経営成績への影響は限定的です。

今後も新型コロナウイルス感染症の拡大が当社の事業上のリスクとなりますが、当社グループは各事業のモデルを柔軟に変化させつつ成長していく戦略を検討しています。したがって、後述のカード事業の貸付金に係る貸倒引当金の見積りを除き、新型コロナウイルス感染症は当連結会計年度に係る連結計算書類に全体として重要な影響を与える会計上の見積り及び判断の変更をもたらすものではありません。

カード事業の貸付金の回収状況は当連結会計年度末において重要な悪化はありませんが、今後の新型コロナウイルス感染症の拡大を原因とする不確実性を考慮し、信用リスクの悪化に備え、発生するであろう損失を予想し貸倒引当金の会計上の見積りを必要に応じて修正しています。

ただし、新型コロナウイルス感染症拡大の状況が大きく変動し不確実性が高まった場合には、のれんの回収可能性、繰延税金資産の回収可能性、負債性金融商品の減損、関連会社に対する投資等、重要な会計上の見積り及び判断に影響を及ぼすおそれがあります。

## 3. 会計上の見積りの変更に関する注記

当連結会計年度に係る連結計算書類の金額に重要な影響を与える見積り及び判断は、下記に記載した事項を除き、新型コロナウイルス感染症拡大に係るものも含め、原則として前連結会計年度に係る連結計算書類と同様です。

当社グループは、ポイント引当金を計上しています。ポイント引当金は、当社グループが運営する楽天ポイント等のポイントプログラムにおいて、会員へ付与したポイントの将来の使用に備えて、過年度の実績等を考慮し、引当金の金額を算定しています。

従来、楽天ポイントの付与・充当に係る事業者間取引は消費税の課税対象とし、過年度の使用実績等を考慮して、将来使用されると見込まれる金額から消費税相当額を控除した額をポイント引当金として負債計上していましたが、下記のとおり、2022年4月1日より規約等を見直す方針を決定したため、第3四半期連結会計期間から、当該見直しの適用日以降に使用されると見込まれる金額については、消費税相当額を控除しない額をポイント引当金として負債計上する方法に変更しました。

楽天ポイントは、楽天経済圏における共通販促ツールとしての在り方のみならず、支払ツールとしての側面においても発展しています。一方で、昨今、消費税率の変更や軽減税率の導入等により、事業者における消費税への対応が煩雑化するとともに負担が増加しています。こうした状況を踏まえ、当社グループは、2022年4月1日以降、楽天ポイントが消費税の影響を受けない形に規約等を見直すことを決定しました。

この結果、ポイント引当金の算定において、2022年4月1日以降に使用されると見込まれる金額について消費税相当額の控除がなくなる影響により、従来の方で算定した場合と比較して、負債の部の引当金は8,789百万円増加し、営業費用は同額増加しています。また、当連結会計年度の営業損失及び税引前当期損失は、それぞれ8,789百万円増加しています。

4. 連結財政状態計算書に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 207,182百万円  
 なお、減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれています。
- (2) 営業債権及びその他債権から直接控除された貸倒引当金の金額 112,560百万円
- (3) 担保に供されている資産

当社グループは、主に借入契約、電子マネーの預り金、通常の慣習的な条件に基づいて行われる信用取引及び貸株取引に基づく債務の担保として、又は、デリバティブに関連する保証金として資産を差し入れています。

当社グループが、負債又は偶発債務の担保として差し入れた資産の帳簿価額は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

	金額
現金及び現金同等物	233,773
カード事業の貸付金(注)1	48,913
銀行事業の有価証券	86,645
銀行事業の貸付金	1,144,326
保険事業の有価証券	12,307
有価証券(注)2	159,408
建物及び建物附属設備	4,191
工具、器具及び備品	23,267
機械設備	174,873
その他の有形固定資産	10,654
ソフトウェア	13,942
その他の資産	8,040
合計	1,920,339

(注) 1 カード事業の貸付金には、流動化された債権が含まれています。

2 有価証券には、連結子会社であるLiberty Holdco Ltd. (以下「Liberty社」)がLyft, Inc. (以下「Lyft社」)株式先渡売買契約によるその他の金融負債125,115百万円に対し差し入れたLyft社株式154,706百万円が含まれています。

上記資産は、短期借入金503,100百万円、長期借入金857,606百万円、預り金22,975百万円及びその他の金融負債125,115百万円の担保に供されています。

上記のほか、為替決済、デリバティブ取引、コミットメントライン等の担保として、銀行事業の有価証券10,441百万円、保険事業の有価証券138,199百万円及びその他の金融資産119,540百万円を差し入れています。

また、証券事業の信用取引や先物取引等に係る保証金132,933百万円、証券事業の信用取引の株券借入に係る担保金54,411百万円及び電子マネーの発行保証金8,785百万円を差し入れています。

担保に差し入れた資産のうち、引受人が担保を売却又は再担保差入する権利を有するものではありません。

#### (4) 偶発事象

一部の連結子会社は、クレジットカードに附帯するキャッシング及びカードローンによる融資業務を行っています。当該貸付金については、貸出契約の際に設定した額（契約限度額）のうち、当該連結子会社が与信した額（利用限度額）の範囲内で顧客が随時借入を行うことができる契約となっています。

なお、同契約は融資実行されずに終了するものもあり、かつ、利用限度額についても当社グループが任意に増減させることができるものであるため、融資未実行残高は必ずしも全額が貸出実行されるものではありません。

また、一部の連結子会社において、連結子会社の業務提携先から融資を受けた一般顧客に対して債務保証を行っています。

更に、当社は、一部の持分法適用関連会社のリース負債に対して債務保証を行っています。

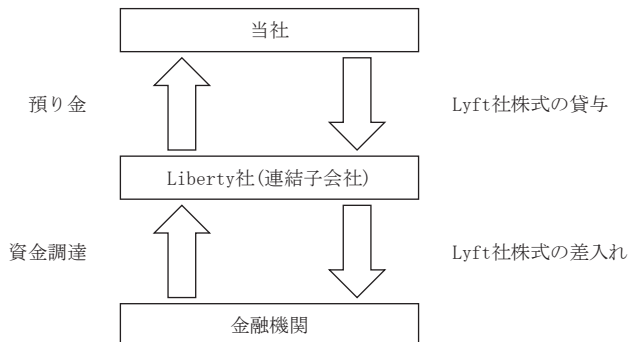
上記の貸出コミットメントラインに係る未実行残高及び営業保証業務等における保証債務残高の状況は、次のとおりです。

(単位：百万円)	
	金額
貸出コミットメントラインに係る未実行残高	4,837,896
金融保証契約	14,720
合計	4,852,616

#### (5) Lyft社株式先渡売買契約

当社は前連結会計年度に連結子会社であるLiberty社を通じて、当社が保有するLyft社の株式31,395,679株全てを活用した先渡売買契約につき、金融機関との間で基礎となる契約を締結しました。当該取引を実行した結果、714百万米ドルの資金を調達しました。5年の契約期間満了時には、現金又はLyft社の株式で決済することをLiberty社が選択できます。当社はLyft社の株式をLiberty社に貸与し、これに関する預り金としてLiberty社から当該資金の差入れを受けています。なお、上記資金調達に加え、キャップとフロアーの設定されているカラー取引を締結し、Lyft社に対する株式投資の株価変動によるリスクの低減を行っています。

また、当連結会計年度において、当初契約時からLyft社の株価が上昇したため、カラー契約より生じるデリバティブの公正価値変動リスクに備えるために、カラー契約の一部の想定元本に係るキャップとフロアーの上限及び下限の見直しを行い、契約上の条件変更を行っています。



上記一連の取引の結果、当連結会計年度末において、Lyft社の株式を使用した資金調達に係る負債を償却原価で測定する負債として、その他の金融負債に125,115百万円、Lyft社の株式のカラー契約に係るデリバティブをデリバティブ負債に11,760百万円計上しています。

また、当連結会計年度において、金融収益にLyft社の株式のカラー契約に係るデリバティブの公正価値評価差額を11,764百万円計上しています。金融費用には、Lyft社の株式の公正価値測定により生じた公正価値評価差額を4,477百万円、Lyft社の株式を使用した資金調達に係る負債より生じた償却原価費用を686百万円及び為替による換算差額を10,252百万円計上しています。

## 5. 連結損益計算書に関する注記

### (1) その他の収益

(単位：百万円)

	金額
有価証券評価益(注) 1	40,969
段階取得に係る差益(注) 2	59,496
その他	7,572
合計	108,037

(注) 1 投資事業におけるフィンテック関連企業への株式投資の評価益を27,827百万円計上しています。

2 Altiostar Networks, Inc.の完全子会社化に伴う段階取得に係る差益を59,496百万円計上しています。

### (2) その他の費用

(単位：百万円)

	金額
為替差損	455
有形固定資産及び無形資産除却損	1,596
減損損失	4,239
その他(注)	11,811
合計	18,101

(注) 持分法で会計処理されている投資の売却損を4,165百万円計上しています。

### (3) 金融収益

(単位：百万円)

	金額
受取利息	681
デリバティブ評価益(注)	16,650
有価証券評価益	1,568
その他	5
合計	18,904

(注) Lyft社株式先渡売買契約のカラー契約より生じるデリバティブ評価益を11,764百万円計上しています。詳細は、4. 連結財政状態計算書に関する注記 (5) Lyft社株式先渡売買契約をご参照ください。

(4) 金融費用

(単位：百万円)

	金額
支払利息(注) 1	18,061
デリバティブ評価損	333
有価証券評価損(注) 2	4,477
為替差損(注) 3	10,252
その他	5,519
合計	38,642

(注) 1 支払利息にはリース負債に係る金利費用が1,590百万円含まれています。

2 Lyft社への株式投資の評価損を4,477百万円計上しています。

3 Lyft社株式を使用した資金調達に係る負債より生じた為替換算差額10,252百万円を計上しています。

(5) 持分法による投資利益

当社グループは第1四半期連結会計期間に株式会社西友ホールディングスに対する株式投資を行い、持分法により会計処理をしています。第4四半期連結会計期間に投資原価との差額の算定が完了し、当連結会計年度において、当社グループの保有する持分に応じた株式会社西友ホールディングスの割安購入益を含む利益8,307百万円を持分法による投資利益に計上しています。

6. 収益認識に関する注記

(1) 収益の分解

① 顧客との契約及びその他の源泉から認識した収益

(単位：百万円)

	金額
顧客との契約から認識した収益	1,365,327
その他の源泉から認識した収益	316,430
合計	1,681,757

(注) その他の源泉から認識した収益には、IFRS第9号に基づく利息及び配当収益等やIFRS第4号に基づく保険収入等が含まれています。

② 収益の分解情報

(単位：百万円)

		セグメント			
		インターネットサービス	フィンテック	モバイル	合計
主要なサービスライン	楽天市場及び楽天トラベル	389,708	—	—	389,708
	Rakuten 24	98,063	—	—	98,063
	Rakuten Rewards	96,036	—	—	96,036
	楽天ボックス	58,099	—	—	58,099
	楽天カード	—	191,517	—	191,517
	楽天証券	—	86,382	—	86,382
	楽天銀行	—	78,488	—	78,488
	楽天損保	—	43,446	—	43,446
	楽天生命	—	40,857	—	40,857
	楽天モバイル	—	—	146,665	146,665
	その他(注)2	343,721	50,917	57,858	452,496
合計	985,627	491,607	204,523	1,681,757	
顧客との契約から認識した収益		985,627	175,177	204,523	1,365,327
その他の源泉から認識した収益		—	316,430	—	316,430

(注) 1 グループ会社間の内部取引控除後の金額を表示しています。

2 第2四半期連結会計期間より、北米地域における楽天エコシステムの拡大等を目的として、事業管理体制の見直しを行いました。これに伴い、北米地域でデジタルコンテンツサイト等の運営を行う一部の事業及び子会社並びにメッセージングサービスの提供等を行う一部の事業及び子会社をセグメント間で移管しています。主な変更として、従来モバイルセグメントに含まれていたRakuten Kobo Inc. やViber Media S.a.r.l.等をインターネットサービスセグメントに移管しています。その結果、前連結会計年度ではモバイルセグメントの「その他」に含まれていたこれら事業及び子会社の収益は、当連結会計年度ではインターネットサービスセグメントの「その他」に含まれています。

なお、利息及び配当収益等はIFRS第9号に基づき、また、保険事業から生じる収益はIFRS第4号に基づいて売上収益として計上しています。

IFRS第9号に基づく楽天カード、楽天証券及び楽天銀行の売上収益はそれぞれ137,485百万円、35,024百万円及び50,875百万円です。また、IFRS第4号に基づく楽天損保及び楽天生命の売上収益はそれぞれ36,046百万円及び40,491百万円です。

(2) 契約残高

以下は、当社グループの契約残高の内訳です。

(単位：百万円)

	2021年1月1日	2021年12月31日
顧客との契約から生じた債権(注)1		
受取手形及び売掛金	243,886	307,820
割賦契約等に基づく売掛債権(注)2	1,880,374	2,225,794
その他の金融資産	332,222	351,006
合計	2,456,482	2,884,620
契約負債(注)3	14,725	18,564

(注) 1 顧客との契約から生じた債権について認識した減損損失の額は、売上債権1,454百万円及びカード事業の貸付金11,740百万円です。

2 顧客のクレジットカード利用による割賦契約等に基づく売掛債権であり、連結財政状態計算書上は「カード事業の貸付金」に計上しています。当該債権には、当社グループが収受する手数料が含まれています。

3 契約負債については、連結財政状態計算書上は「その他の負債」に計上しています。

契約負債は、当社グループが履行義務の充足前に対価を受領しているものであり、履行義務は契約期間にわたり時の経過につれて充足され、収益として認識されることで減少します。

当社グループにおいて契約負債として計上されているものは、主として『楽天市場』における出店サービスに関する収入の繰延及び『楽天カード』におけるカード会員からの年会費収入の繰延です。

当連結会計年度に認識した収益のうち、2021年1月1日現在の契約負債残高に含まれていたものは12,334百万円です。また、当連結会計年度において、過去の期間に充足(又は部分的に充足)した履行義務から認識した収益の額に重要性はありません。

(3) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引はありません。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

## 7. 連結持分変動計算書に関する注記

### (1) 当連結会計年度末における発行済株式数

普通株式	1, 581, 735, 100株
------	-------------------

### (2) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

2021年2月12日の取締役会において、次のとおり決議しています。

#### 普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	6, 131百万円
1株当たり配当額	4.5円
基準日	2020年12月31日
効力発生日	2021年3月15日

### (3) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの 2022年2月14日の取締役会において、次のとおり決議しています。

#### 普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	7, 118百万円
1株当たり配当額	4.5円
基準日	2021年12月31日
効力発生日	2022年3月14日

### (4) 当連結会計年度の末日において発行している新株予約権の目的となる株式の数

普通株式	24, 871, 100株
------	---------------

### (5) 第三者割当による新株の発行及び自己株式の処分

当社は、当社の連結子会社である楽天モバイル株式会社への投融資資金に充当するため、2021年3月29日及び2021年3月31日に、日本郵政株式会社、有限会社三木谷興産及び有限会社スピリットへの第三者割当による株式139,737,600株の発行並びにTencent Holdings Limitedの完全子会社であるImage Frame Investment(HK)Limited及びWalmart Inc.への第三者割当による自己株式71,918,900株の処分を行い、払込みを受けました。

この結果、当連結会計年度において、資本金が80,000百万円増加、資本剰余金が76,635百万円増加、自己株式が84,759百万円減少し、合計で資本が241,394百万円増加しています。なお、新株の発行に係る直接発行費用953百万円(税効果考慮後)を資本剰余金から控除しています。

なお、有限会社三木谷興産及び有限会社スピリットは、経営幹部・主要株主(個人)及びその近親者が支配していることから、関連当事者に該当します。

### (6) 利払繰延条項付無担保社債(劣後特約付)の発行

当社は、資金調達手段の多様化、投資家層の拡大、財務基盤の一層の充実化等を目的として、2021年4月22日に、米ドル建ノンコール5年永久劣後特約付社債(利払繰延条項付)、ユーロ建ノンコール6年永久劣後特約付社債(利払繰延条項付)及び米ドル建ノンコール10年永久劣後特約付社債(利払繰延条項付)(以下あわせて「本社債」)を発行しました。

本社債は、償還期限の定めがなく当社の裁量のみで償還が可能であること、また、利息支払の任意繰延が可能であり、支払義務がないこと等により、IFRSにおいて、資本性金融商品に分類されます。当該取引の結果として、当連結会計年度において、その他の資本性金融商品が317,316百万円(取引費用3,644百万円(税効果考慮後)控除後)増加しています。また、利払日である2021年10月22日において利息の支払が完了しており、その他の資本性金融商品の所有者に対する分配として利益剰余金が4,359百万円減少しています。なお、当連結会計年度末日(2021年12月31日)において、支払が確定していないためその他の資本性金融商品の所有者に対する分配として認識していない経過利息の金額は、6,052百万円です。



また、外貨建永久劣後特約付社債の元本及び利息について、米ドル、ユーロと日本円の通貨スワップ契約を締結しています。当該通貨スワップは、その他の資本性金融商品の所有者に対する分配額及び当社の裁量により将来償還される場合の現金支出額を固定する効果を有しています。

本社債の概要は以下のとおりです。

	米ドル建ノンコール5年永久劣後特約付社債(利払繰延条項付)	ユーロ建ノンコール6年永久劣後特約付社債(利払繰延条項付)	米ドル建ノンコール10年永久劣後特約付社債(利払繰延条項付)
発行総額	750百万米ドル	1,000百万ユーロ	1,000百万米ドル
発行価格	額面金額の100%	額面金額の100%	額面金額の100%
利率(%)	2026年4月22日まで年5.125%(固定金利) 2026年4月22日(同日を含む)から2046年4月22日(同日を含まない)までは基準金利に当初スプレッドと0.25%のステップアップ金利を加えた値 2046年4月22日(同日を含む)以降については基準金利に当初スプレッドと1%のステップアップ金利を加えた値	2027年4月22日まで年4.250%(固定金利) 2027年4月22日(同日を含む)から2047年4月22日(同日を含まない)までは基準金利に当初スプレッドと0.25%のステップアップ金利を加えた値 2047年4月22日(同日を含む)以降については基準金利に当初スプレッドと1%のステップアップ金利を加えた値	2031年4月22日まで年6.250%(固定金利) 2031年4月22日(同日を含む)から2051年4月22日(同日を含まない)までは基準金利に当初スプレッドと0.25%のステップアップ金利を加えた値 2051年4月22日(同日を含む)以降については基準金利に当初スプレッドと1%のステップアップ金利を加えた値
利払期日	毎年4月22日及び10月22日 利息支払の任意繰延が可能	毎年4月22日 利息支払の任意繰延が可能	毎年4月22日及び10月22日 利息支払の任意繰延が可能
償還期限	定めなし(ただし、発行日の5年後の応当日及びそれ以降の各利息支払日に、当社の裁量のみにより早期償還可能)	定めなし(ただし、発行日の6年後の応当日及びそれ以降の各利息支払日に、当社の裁量のみにより早期償還可能)	定めなし(ただし、発行日の10年後の応当日及びそれ以降の各利息支払日に、当社の裁量のみにより早期償還可能)
担保	本社債には担保及び保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない		
財務上の特約	本社債には財務上の特約は付されていない		
優先順位	本社債の保有者は、当社の清算手続及び破産手続等において、上位債務に劣後し、当社優先株式(当社が今後発行した場合)及び当社同順位証券と実質的に同順位として取り扱われ、普通株式に優先する		
上場取引所	シンガポール証券取引所		

## 8. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社グループの資金運用については、信用リスク、市場リスク、流動性リスク等の各種リスクを十分考慮した上で元本の安全性確保及び資金の効率的活用を取組方針としています。また、資金調達については、その時々々の経済環境等の要因を勘案し、直接金融や間接金融等の調達手段の中で最適と考えられる調達手段を選択していくことを取組方針としています。

証券事業においては、個人顧客を対象とした株式等金融商品の売買の媒介及び取次業務を主たる事業とし、顧客から受け入れた預り金や受入保証金について、金融商品取引法に基づき顧客分別金信託等で運用しています。また、資金運用については安全性を重視し、銀行預金及び流動性の高い金融資産で運用しています。一方、資金調達については、主に金融機関からの借入で対応しています。

カード事業（包括信用購入あっせん事業、個別信用購入あっせん事業、信用保証事業及び融資事業）においては、資金運用については短期的な預金等に限定しています。一方、資金調達については、銀行等金融機関からの借入のほか、コマーシャル・ペーパーの発行、社債の発行、債権の流動化により対応しています。

銀行事業においては、預金業務、貸出業務及び為替業務を主たる業務としており、普通預金、定期預金、外貨預金等を提供しています。また、当該金融負債を主たる原資として、保証付無担保カードローン、住宅ローン、事業性ローン等を提供しているほか、有価証券、買入金銭債権、金銭の信託、コールローン等により資金を運用しています。そのほか、顧客への金融商品販売に付随して発生するデリバティブ取引や為替関連取引等を実施しています。資金運用にあたっては、銀行の持つ社会的責任と公共的使命の重みを常に認識し、過度な利益追求等により経営体力を超える運用を行うことを厳に慎み、とりわけ顧客から預かった預金については、十分安全性に配慮しています。また、運用調達業務全般にわたり、資産・負債構成の最適化及び適切な水準の自己資本充実度の確保を目的とし、金利感応度、資金流動性、市場流動性等に留意したALM（資産負債総合管理）運営を行っています。

保険事業においては、資産運用にあたり、保険金・給付金を将来にわたって確実に支払うことができるよう、安全性及び収益性の確保が重要な使命と考えています。安全性を第一義とし、流動性と収益性を重視した健全な運用資産ポートフォリオの構築を図りつつ、中・長期的に安定的な収益の確保を目標として、リスク分散を図りながら公社債中心の運用を行うことを資産運用の基本方針としています。

デリバティブ取引に対しては慎重な態度で臨み、投機的な収益獲得手段として取り扱わない方針としています。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク

##### 1) 信用リスク

当社グループが保有する金融資産は、主として売上債権、証券事業の金融資産、カード事業の貸付金、銀行事業の有価証券、銀行事業の貸付金、保険事業の有価証券、有価証券等からなります。

売上債権には、主に、個人顧客、出店者、宿泊施設等の取引先に対して計上する売上収益に係る売掛金が計上され、取引先の信用リスクにさらされています。

証券事業の金融資産には、証券事業の預託金や信用取引資産等が含まれています。証券事業の預託金は、主に顧客分別金信託等であり、銀行預金等により運用されているため、預入先の信用リスクにさらされています。信用取引資産は、顧客等の信用リスクにさらされています。

カード事業の貸付金には、カード事業を営む子会社が保有するカード債権、融資債権、消費者ローン、有担保ローン等が含まれており、与信先の信用リスクにさらされています。

銀行事業の有価証券には、主に内国債や外国債等の有価証券、信託受益権が含まれており、発行体又は原資産の信用リスクにさらされています。

銀行事業の貸付金には、個人顧客向け無担保カードローン、住宅ローン、不動産担保ローン及び事業性ローンが含まれており、顧客の信用リスクにさらされています。

保険事業の有価証券には、国債、地方債及び社債が含まれており、発行体の財政状態による信用リスクにさらされています。

有価証券には、負債性金融商品が含まれており、発行体の信用リスクにさらされています。

これらの金融資産については、相手先の業種や地域が広範囲にわたっており、特段の信用リスクの集中はありません。

## 2) 流動性リスク

当社グループが保有する金融負債のうち流動性リスクにさらされているのは、主として社債及び借入金、銀行事業の預金です。社債及び借入金は取引金融機関に対する当社グループの信用力やマーケット環境の変化による資金調達条件悪化等のリスクにさらされています。

また、当社グループの一部の借入金について資本及び利益の維持といった財務制限条項を遵守することが求められています。

## 3) 市場リスク

当社グループの活動は、主に経済環境・金融市場環境が変動するリスクにさらされています。金融市場環境が変動するリスクとして、具体的には為替変動リスク、金利変動リスク及び価格変動リスクがあります。

当社グループが保有する金融資産のうち市場リスクにさらされているのは、主として証券事業の金融資産、銀行事業の有価証券、保険事業の有価証券、有価証券です。

証券事業の金融資産には、証券事業における外国為替証拠金取引が含まれています。ただし、顧客との間で生じた外国為替証拠金取引に対し、カウンターパーティーとのカバー取引を行うことにより、顧客との取引により生じる市場リスクを回避しているため、原則として為替変動リスクの影響は軽微です。

銀行事業の有価証券には、主に内国債や外国債等の有価証券、信託受益権が含まれており、金利変動リスク及び為替変動リスクにさらされています。そのうち、外国債については、対応する為替予約及び持高管理を行うことにより、為替変動リスクをヘッジしています。なお、上場株式等が含まれていないため、価格変動リスクの影響は軽微です。

保険事業の有価証券には、国債、地方債、社債、株式、投資信託等が含まれており、為替変動リスク、金利変動リスク及び価格変動リスクにさらされています。

有価証券には、株式が含まれており、価格変動リスクにさらされています。

当社グループが保有する金融負債のうち市場リスクにさらされているのは、主として社債及び借入金、銀行事業関連負債であり、主に金利変動リスクや為替変動リスクにさらされています。社債及び借入金については、対応した金利スワップ取引や通貨スワップ取引を行うことにより、当該リスクをヘッジしています。銀行事業関連負債には、個人・法人顧客向けの普通預金、一般定期預金、新型定期預金のほか、外貨普通預金や外貨定期預金が含まれています。新型定期預金については、金利変動リスクにさらされていますが、対応した金利スワップ取引を行うことにより、当該リスクをヘッジしています。外貨普通預金及び外貨定期預金については、為替変動リスクにさらされていますが、対応した為替予約取引を行うことにより、当該リスクをヘッジしています。

## ③ 金融商品に係るリスク管理体制

### 1) 信用リスク

当社グループでは、各社にて制定したリスク管理に関する規程において、具体的な各種リスクの管理方法や管理体制等を定めています。また、当社グループでは、証券事業の金融資産、銀行事業の貸付金等について担保や債務保証により信用リスクを合理的に低減しています。

信用リスクは、グループ管理規定に基づき、定期的に個別案件ごとの与信限度額の設定、顧客の信用状況の把握、期日管理及び残高管理を行うとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や低減を図っています。これらの信用管理実務から入手される顧客の財務情報のほか、失業率、企業倒産数等のマクロ経済状況の動向も勘案し、予想信用損失の認識及び測定を行っています。

証券事業の金融資産、カード事業の貸付金、銀行事業の貸付金等について、金融資産の返済又は決済が原則として期日以降30日超遅延した場合に、金融商品の信用リスクが当初認識以降に著しく増大したものと判定しています。

銀行事業の有価証券、保険事業の有価証券及び有価証券のうち負債性金融商品である有価証券については、当初認識時において投資適格であった格付が、投資適格未滿に格下げとなった場合に金融商品の信用リスクが著しく増大したものと判定しています。また、外部格付を参照し、報告日現在で信用リスクが低いと判断される場合は、当該金融商品に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大していないものと推定しています。なお、信用リスクの判定には、大手格付機関の格付情報等を利用しています。

これらの金融資産について、原則として、返済若しくは決済が期日以降90日超遅延した場合、条件変更した場合、又は回収が極めて困難であると判断された場合には債務不履行であると判断しています。

デリバティブ取引については、「ヘッジ取引管理細則」に基づき管理しています。取引相手先は主に高格付を有する金融機関としているため、信用リスクは軽微であると認識していますが、取引相手方の契約不履行により経済的損失を被るリスクがあります。

## 2) 流動性リスク

資金調達に係る流動性リスクは、各社にて制定する諸規程に従い適正な手元流動性を維持するために、資金繰計画の作成等により管理しています。

## 3) 市場リスク

市場リスクの管理に関して、有価証券等については、取締役会において協議し投資決定を行っており、所定のルールに従って適正に評価されていることを確認しています。外貨建金融商品については、一定額以上の損失を発生させないようにポジション限度額や損失限度額を設定し、為替相場の継続的なモニタリング及び自己ポジションの状況の管理をしています。

銀行事業を営む一部の子会社が保有する金融資産については、一定の金利・為替変動下において、これらの金融資産及び金融負債を時価評価し、その相殺後純額（以下「現在価値」）の影響額を、金利変動リスク及び為替変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

保険事業を営む一部の子会社が保有する金融資産については、ストレステストにより通常の市場変化を超える動きが発生した場合を想定した市場リスク量を計測・管理し、資産運用リスク管理委員会を通じて、定期的に取締役会に報告しています。

なお、当連結会計年度におけるリスク管理方針の見直しに伴い、市場リスク分析の手法を Value at Risk からストレステストに変更しています。

## ④ 銀行事業を営む子会社における市場リスクに係る定量的情報

### 金利変動リスクの管理

当社グループの銀行事業を営む一部の子会社において、主要なリスク変数である金利変動リスクの影響を受ける金融資産は、主として銀行事業の有価証券、銀行事業の貸付金です。金利変動リスクの影響を受ける金融負債は、個人・法人顧客向けの普通預金、一般定期預金、新型定期預金のほか、外貨普通預金や外貨定期預金、デリバティブ取引のうち金利スワップです。

同子会社では、一定の金利変動下において、これらの金融資産及び金融負債に係る現在価値の影響額を、金利変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

現在価値の影響額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債を固定金利群と変動金利群に分け、それぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いています。例えば、当連結会計年度末日において、金利以外の全てのリスク変数が一定であると仮定し、指標となる金利が全て10ペーシス・ポイント（0.1%）上昇又は下落した場合、それぞれ当連結会計年度末日の現在価値が274百万円増減すると認識しています。

なお、当該影響額は、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておらず、また外貨建資産・負債については、当連結会計年度末日の為替レートをもとに日本円に換算して算出しています。加えて、10ペーシス・ポイント下落時に、期間によって金利が負債になる場合については排除していません。

#### ⑤ 保険事業を営む子会社における市場リスク量に係る情報

##### 市場リスクの管理

当社グループの保険事業を営む一部の子会社において、為替変動リスク、金利変動リスク及び価格変動リスクの影響を受ける金融資産は、主として保険事業の有価証券です。同子会社では、これらの市場リスク管理のために、運用資産の残高・含み損益状況の把握に努めるとともに、ストレステストを実施し、リスク量を計測・管理しています。

ストレステストの実施にあたっては、通常の市場変化を超える動きが発生した場合を想定したリスク量を推計しています。

#### (2) 金融商品の公正価値に関する事項

当連結会計年度末日における連結財政状態計算書計上額、公正価値及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

区分	連結財政状態 計算書計上額	公正価値	差額
(金融資産)			
証券事業の金融資産	3,088,544	3,088,544	—
カード事業の貸付金	2,388,448	2,445,618	57,170
銀行事業の有価証券	459,104	458,882	△222
銀行事業の貸付金	2,528,795	2,534,095	5,300
保険事業の有価証券	290,455	290,455	—
デリバティブ資産	45,056	45,056	—
有価証券	281,179	281,202	23
その他の金融資産(注)1	588,389	588,389	—
合計	9,669,970	9,732,241	62,271
(金融負債)			
銀行事業の預金	6,848,370	6,848,411	41
証券事業の金融負債	3,032,996	3,032,996	—
デリバティブ負債	24,825	24,825	—
社債及び借入金	3,402,912	3,439,251	36,339
その他の金融負債(注)2	1,415,368	1,411,807	△3,561
合計	14,724,471	14,757,290	32,819

(注) 1 保険事業の保険契約準備金（出再分）54,261百万円を除いています。

2 Lyft社株式先渡売買契約による預り保証金が帳簿価額に125,115百万円、公正価値に122,218百万円含まれています。また上記以外は主にリース負債、短期決済の金融負債で構成され帳簿価額と公正価値は同額記載しています。Lyft社株式先渡売買契約の詳細については4. 連結財政状態計算書に関する注記 (5) Lyft社株式先渡売買契約をご参照ください。

公正価値の算定方法は以下のとおりです。

・証券事業の金融資産

証券事業の金融資産は、主に短期間で決済されるものであり、公正価値は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を公正価値としています。

・カード事業の貸付金及び銀行事業の貸付金

カード事業の貸付金及び銀行事業の貸付金の公正価値は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを満期までの期間及び信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値によって算定しています。

・銀行事業の有価証券、保険事業の有価証券及び有価証券

銀行事業の有価証券、保険事業の有価証券及び有価証券のうち、上場株式の公正価値については連結会計年度末日の市場の終値を用いて算定しています。非上場株式の公正価値については、主に取引事例法等、適切な評価技法を用いて算定しています。また、債券等の公正価値については、売買参考統計値やブローカーによる提示相場等、利用可能な情報に基づく合理的な評価方法により算定しています。

・その他の金融資産及びその他の金融負債

その他の金融資産及びその他の金融負債の公正価値は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを満期までの期間及び信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値によって算定しています。

・デリバティブ資産及び負債

デリバティブ資産及び負債のうち、為替予約の公正価値については、先物為替相場等に基づき算定しています。相対取引のデリバティブについては、ブローカーによる提示相場等に基づき算定しています。また、金利スワップの公正価値については、将来のキャッシュ・フローを満期までの期間及び連結会計年度末日の金利スワップの利率により割り引いた現在価値により算定しています。

なお、金利スワップ契約の取引相手先は高格付を有する金融機関に限定されており、信用リスクは僅少であるため、公正価値の算定にあたり考慮していません。

・銀行事業の預金

銀行事業の預金のうち、要求払預金の公正価値については、連結会計年度末日に要求された場合の支払額（帳簿価額）としています。また、定期預金の公正価値は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを満期までの期間及び信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値により算定しています。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、公正価値は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を公正価値としています。

・証券事業の金融負債

証券事業の金融負債は、主に短期間で決済されるものであり、公正価値は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を公正価値としています。

・社債及び借入金

社債及び借入金のうち満期までの期間が長期のもの公正価値は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを満期までの期間及び信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値により算定しています。

なお、現金及び現金同等物、売上債権並びに仕入債務は、経常的に公正価値で測定する金融商品、又は主に短期間で決済されるものであり公正価値は帳簿価額に近似していることから、上表に含めていません。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり親会社所有者帰属持分	691円47銭
(2) 基本的1株当たり当期損失（△）	△87円62銭

10. その他の注記

(企業結合等に関する注記)

(1) J P 楽天ロジスティクス株式会社への会社分割

① 会社分割の概要

当社は、2021年7月1日に、当社が物流事業（一部を除く）に関して有していた権利義務を当社の完全子会社とする J P 楽天ロジスティクス合同会社（現 J P 楽天ロジスティクス株式会社）に承継させる簡易吸収分割を行った上で、当社及び日本郵便株式会社は J P 楽天ロジスティクス合同会社に対して出資を行いました（出資比率：日本郵便株式会社50.1%、当社49.9%）。これに伴い、第3四半期連結会計期間より、同社は当社の持分法適用関連会社となりました。

② 会社分割により J P 楽天ロジスティクス株式会社が承継した資産及び負債（2021年7月1日）

(単位：百万円)

資産の部	
有形固定資産	78,441
その他	3,442
資産合計	81,883
負債の部	
その他の金融負債	77,336
その他	6,299
負債合計	83,635

③ 会社分割に伴う受取対価、現金及び現金同等物の変動

会社分割に伴う受取対価、現金及び現金同等物の変動はありません。

(2) Altiostar Networks, Inc. との企業結合

① 企業結合の概要は、以下のとおりです。

1) 被取得企業の名称及び事業の内容

被取得企業の名称：Altiostar Networks, Inc.

事業の内容：高度な仮想化RANソフトウェアによる、4G及び5Gネットワークに対応した、クラウドネイティブのモバイルネットワーク構築を可能にするソリューションの提供

2) 企業結合を行った理由

Altiostar Networks, Inc. が保有する通信技術を活用し、当社グループが進めているネットワーク構築を促進するため完全子会社化します。

3) 企業結合日 2021年8月4日

4) 企業結合の法的形式 株式の取得

5) 取得後の議決権比率 100%

6) 取得企業を決定するに至った根拠

当社の完全子会社であるRakuten USA, Inc. を通じて、現金を対価として株式を取得したことによります。



② 被取得企業の取得対価及びその内訳

(単位：百万円)

取得の対価：	
現金	41,570
条件付対価	1,097
取得対価の合計	42,667

③ 取得関連費用

取得関連費用として84百万円を「営業費用」に計上しています。

④ 企業結合日に受け入れた資産及び負債の額は、以下のとおりです。

	公正価値
資産の部	
現金及び現金同等物	9百万米ドル
無形資産	230百万米ドル
その他	26百万米ドル
資産合計	265百万米ドル
負債の部	
仕入債務	9百万米ドル
その他	27百万米ドル
負債合計	36百万米ドル
純資産	229百万米ドル

⑤ 発生したのれんの金額及び発生要因は、以下のとおりです。

1) 発生したのれん 791百万米ドル

当連結会計年度において、公正価値評価の完了に伴い取得原価の配分が完了し、のれん  
の金額が確定しています。

2) 発生要因

今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力の合理的な見積りにより発生した  
ものです。

⑥ 段階取得に係る差益

当社グループが取得日以前に保有していた被取得企業の資本持分を取得日の公正価値で再測定  
した結果、69,196百万円となり、当該企業結合により段階取得に係る差益59,496百万円を連結損  
益計算書の「その他の収益」に計上しています。

⑦ 当社グループに与える影響

企業結合が期首に行われたと仮定した場合の当社グループの売上収益及び当期損失に与える影  
響は軽微なため記載を省略しています。

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。



# 個別注記表

2021年12月31日

重要な会計方針に係る事項に関する注記

## 1. 重要な会計方針

### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社及び関連会社株式 移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの 移動平均法による原価法

### (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品・貯蔵品

ホームライフファーストパーティ事業等 移動平均法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

ボックス事業等 最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

その他の事業 先入先出法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

### (3) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 定額法を採用しています。

（リース資産を除く）耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっています。

無形固定資産 定額法を採用しています。

（リース資産を除く）耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっています。

ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しています。

また、のれんについては、効果が及ぶと見積られる期間（20年以内）で償却しています。ただし、金額が僅少の場合は、発生した年度に一括償却しています。

リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

### (4) 繰延資産の処理方法

株式交付費及び社債発行費 発行時に全額費用として処理しています。

### (5) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しています。

賞与引当金

主に従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度分を計上しています。

ポイント引当金

ポイントの使用による費用発生に備えるため当事業年度末において将来使用されると見込まれる額を計上しています。

## 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しています。

### 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

### 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を発生翌事業年度から費用処理しています。

## (6) 消費税等の処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっています。

## (7) 「マージン売上」の計上基準

商品等の取扱高（流通総額）に比例して利用料が計算される「マージン売上」のうちキャンセル受付期間が設定されている取引については、取引発生時にキャンセル発生見込額を控除した取引高に対する利用料を売上として計上しています。

なお、キャンセル発生見込額はキャンセル発生実績率に基づき算出しています。

キャンセル受付期間完了前売上高 20,434百万円

## (8) ヘッジ会計の方法

### ①ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっています。ただし、特例処理の要件を満たすものについては、特例処理を採用しています。

### ②ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段

為替予約及び通貨スワップ

ヘッジ対象

外貨建債権債務及び外貨建社債の支払利息

### ③ヘッジ方針

外貨建の債権債務及び金利が有する為替変動リスクを回避する目的で、楽天グループ株式会社ヘッジ取引管理細則に基づき為替予約及び通貨スワップを行っています。

### ④ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ対象取引との通貨単位、取引金額及び決済期日同一性について、社内管理資料に基づき有効性評価を行っています。なお特例処理の要件を満たす取引については有効性の評価を省略しています。

## (9) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

連結納税制度を適用しています。

なお、当社は「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいています。

## 2. 表示方法の変更

（「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更）

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度から適用し、個別注記表に（会計上の見積りに関する注記）を記載しています。

## 3. 会計上の見積りに関する注記

（関係会社株式の評価）

### (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式	1,176,505百万円
関係会社株式評価損	1,407百万円

### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

#### ①算出方法

関係会社株式の評価については、関係会社の財政状態が悪化したことにより実質価額が著しく低下したときは、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除き、相当の減額を実施し、評価差額は当期の損失として処理することとしています。なお、当事業年度において楽天モバイル株式会社の株式の減損処理は行っていません。

#### ②主要な仮定

実質価額の見積りには取締役会で承認された各関係会社の事業計画を使用しており、その主要な仮定は見積将来キャッシュ・フローや売上高の成長率等です。

なお、楽天モバイル株式会社の事業計画の主要な仮定は、ARPU・新規契約者数・解約率等です。

#### ③翌事業年度の計算書類に与える影響

主要な仮定は将来の不確実な経済条件の変動により影響を受ける可能性があり、仮定の見直しが必要となった場合には翌事業年度の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

## 4. 会計上の見積りの変更

当社は、ポイント引当金を計上しています。ポイント引当金は、当社が運営する楽天ポイント等のポイントプログラムにおいて、会員へ付与したポイントの将来の使用に備えて、過年度の実績等を考慮し、引当金の金額を算定しています。

従来、楽天ポイントの付与・充当に係る事業者間取引は消費税の課税対象とし、過年度の使用実績等を考慮して、将来使用されると見込まれる金額から消費税相当額を控除した額をポイント引当金として負債計上していましたが、下記のとおり、2022年4月1日より規約等を見直す方針を決定したため、当事業年度から、当該見直しの適用日以降に使用されると見込まれる金額については、消費税相当額を控除しない額をポイント引当金として負債計上する方法に変更しました。

楽天ポイントは、楽天経済圏における共通販促ツールとしての在り方のみならず、支払ツールとしての側面においても発展しています。一方で、昨今、消費税率の変更や軽減税率の導入等により、事業者における消費税への対応が煩雑化するとともに負担が増加しています。こうした状況を踏まえ、当社は、2022年4月1日以降、楽天ポイントが消費税の影響を受けない形に規約等を見直すことを決定しました。

この結果、ポイント引当金の算定において、2022年4月1日以降に使用されると見込まれる金額について消費税相当額の控除がなくなる影響により、従来の方で算定した場合と比較して、負債の部のポイント引当金は8,789百万円増加し、販売費及び一般管理費は同額増加しています。また、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益は、それぞれ8,789百万円減少しています。

5. 貸借対照表に関する注記

- |   |            |
|---|------------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額                      | 24,375百万円  |
| (2) 関係会社に対する金銭債権及び債務（貸借対照表に掲記しているものを除く） |            |
| 金銭債権                                    | 782,762百万円 |
| 金銭債務                                    | 281,017百万円 |

(3) 保証債務等の残高

当社の関係会社である下記の会社の借入金等支払債務に対して債務保証を行っています。保証債務残高の状況は以下のとおりです。

楽天モバイル(株)	239,286百万円
J P 楽天ロジスティクス(株)	10,507百万円
楽天エナジー(株)	3,642百万円
Rakuten USA, Inc.	1,381百万円
Rakuten Symphony Singapore Pte. Ltd.	191百万円
ワールドトラベルシステム(株)	100百万円
楽天ボックスネットワーク(株)	19百万円

重畳的債務引受による債務残高 469百万円

- (4) 消費貸借契約により貸与している投資有価証券の貸借対照表価額は、154,706百万円です。

6. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高（損益計算書に掲記しているものを除く）

営業取引による取引高	56,109百万円
売上高	55,564百万円
営業費用	544百万円
営業取引以外の取引高	76,292百万円
営業取引以外の取引高（収入）	66,470百万円
営業取引以外の取引高（支出）	9,821百万円

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式数

    普通株式 234株

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	1,963百万円
ポイント引当金	56,286百万円
賞与引当金	1,679百万円
退職給付引当金	4,557百万円
関係会社株式評価損	59,475百万円
その他有価証券評価差額金	27,027百万円
未確定債務	6,295百万円
資産除去債務	2,209百万円
株式報酬費用	3,558百万円
繰越欠損金	17,010百万円
その他	3,054百万円
繰延税金資産小計	183,119百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△807百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△59,595百万円
評価性引当額小計	△60,402百万円
繰延税金資産合計	122,717百万円
繰延税金負債	
有形固定資産	1,542百万円
その他	134百万円
繰延税金負債合計	1,676百万円
繰延税金資産の純額	121,040百万円

9. 関連当事者との取引に関する注記  
役員及び個人主要株主等

属性	氏名又は会社等の名称	住所	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
主要株主(個人)及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等(当該会社の子会社を含む)	公益財団法人東京フィルハーモニー交響楽団(注1)	東京都新宿区	—	交響管に演奏による奏画・実施等	—	兼任1名	交響楽団のオフィシャル・サブライヤー	協賛金等(注2)	26	未払金	5
主要株主(個人)及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等(当該会社の子会社を含む)	一般社団法人新経済連盟(注3)	東京都港区	—	政策提言等	—	兼任1名	連盟の一般会員	協賛金等(注2)	11	—	—
主要株主(個人)及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等(当該会社の子会社を含む)	有限会社三木谷興産(注4)	東京都港区	3	有価証券の保有、運用及び投資	被所有直接0.28	兼任1名	当社株式の保有	第三者割当増資(注5)	4,999	—	—
主要株主(個人)及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等(当該会社の子会社を含む)	有限会社スピリット	東京都港区	20	有価証券の保有、運用及び投資	被所有直接0.28	なし	当社株式の保有	第三者割当増資(注5)	4,999	—	—

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれています。

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

- (注1) 当社代表取締役会長兼社長である三木谷浩史が、理事長を兼任しています。  
(注2) 協賛金の支払は、社会貢献の観点から実施を決定しています。  
(注3) 当社代表取締役会長兼社長である三木谷浩史が、代表理事を兼任しています。  
(注4) 当社代表取締役会長兼社長である三木谷浩史が、取締役を兼任しています。  
(注5) 2021年3月12日開催の取締役会において決議された第三者割当増資により、1株につき1,145円で当社株式4,366,800株を引き受けたものです。

子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容 役員の兼任等事業上の関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	楽天モバイル(株)	所有直接 100	役員の兼任	資金の貸付(注2) 資金の返済(注2) 増資の引受(注3)	3,148,500 2,824,500 210,000	短期貸付金	431,500
子会社	RAKUTEN ZAIMU MANAGEMENT SINGAPORE PTE. LTD.	所有直接 100	—	清算配当(注4)	8,560	—	—
子会社	楽天ヴィッセル神戸 (株)	所有直接 100	役員の兼任	資金の貸付(注2) 資金の返済(注2)	35,950 33,200	短期貸付金	1,200
子会社	楽天カード(株)	所有直接 100	役員の兼任	受取配当金 決済代行手数料(注5)	20,000 46,957	— 未収入金	— 250,016
子会社	RAKUTEN ASIA PTE. LTD.	所有直接 100	—	受取配当金	30,000	—	—
子会社	楽天エナジー(株)	所有直接 100	—	資金の貸付(注2) 資金の返済(注2)	47,900 42,200	短期貸付金	5,700
子会社	Rakuten USA, Inc.	所有直接 100	役員の兼任	現物配当(注6)	113,921	営業外受取手形	113,921
関連会社	J P 楽天ロジスティ クス(株)	所有直接 49.9	役員の兼任	吸収分割による事業の承継 (注7) 継承資産合計 継承負債合計 ※無対価のため対価の記載 はなし	29,629 29,995	—	—

上記の金額のうち、取引金額及び期末残高には消費税等が含まれていません。

(注1) 一般の条件と同様な取引条件であることが明白な取引については、記載を省略しています。

(注2) 資金の貸付及び資金の預りについては、市場金利を勘案しTIBOR(Tokyo Inter-Bank Offered Rate)に適正な調整を行い利率を合理的に決定しています。

(注3) 子会社の行った第三者割増資を引受けています。

(注4) RAKUTEN ZAIMU MANAGEMENT SINGAPORE PTE. LTD. は2021年8月31日に清算結了しています。

(注5) 取引金額は、支払手数料の金額を記載しています。

(注6) 有償減資により現物配当を受けたもので、この交換に伴う利益27,559百万円は特別利益に計上しています。

(注7) 当該会社分割は、分割時点では共通支配下の取引であったことから、分割事業に係る資産及び負債は移転直前の適正な帳簿価額を無対価で移転しています。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	489円68銭
(2) 1株当たり当期純利益	34円52銭

11. 重要な後発事象に関する注記

子会社の増資

当社は、2022年1月13日に当社の子会社である楽天モバイル株式会社の増資引受を決定しています。

これに伴い、2022年1月14日に株式総数引受契約書を締結し、2022年1月24日付で払込を完了しています。

(1) 目的

第4世代移動通信システム（4G）の普及のための特定基地局の整備及び第5世代移動通信システム（5G）の拡大のための特定基地局の整備に係る設備投資に使用予定です。

(2) 子会社の概要

会社名	楽天モバイル株式会社
設立日	2018年1月10日
所在地	東京都世田谷区玉川一丁目14番1号 楽天クリムゾンハウス
代表者	三木谷 浩史
資本金	100百万円
事業内容	電気通信事業法に基づく電気通信事業その他通信に関する事業

(3) 追加出資の概要

追加出資金額	250,000百万円
発行株数	2,500,000株
増資実行日	2022年1月24日
増資後出資比率	100%